

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第 10 回上川部会議事録

日 時 平成 14 年 11 月 6 日 (水) 午前 10 時 00 分から午後 3 時 37 分まで
場 所 諏訪市役所 大会議室
出席者 植木部会長以下 11 名 (山田委員、矢崎委員、宮坂委員欠席)

開 会

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたのでただいまから長野県治水・利水ダム等検討委員会第 10 回上川部会を開催致します。開会にあたりまして植木部会長からご挨拶を頂きたいと思ひます。

植木部会長

おはようございます。第 10 回目ということではいよいよ議論も大詰めに迫って参りました。昨日、長野市で第 17 回の検討委員会がありました。それぞれの部会の報告がありまして、部会のまとめあげの所にきている段階の中でなかなかこの部会案をどのようにまとめていくかという所の難しさ、それからクリアしなければならない問題点、或いは部会に留まらず検討委員会さらには県の判断というような所も含めて、大変難しい問題を抱えているのが、実はこの流域対策という大きな問題でございます。しかしながら、私たちとしては、これまでの議論を積み重ねた中で一定の方向を出していきたい、そういうふうを考えているわけです。それがいよいよ今回、或いは次回というようなところでまとめていけたら、そして公聴会に向けて更にその後、検討委員会とのキャッチボールも頭に置きながら進めていきたいと思ひております。それで今日の話の主な予定でございますが、前回更にいろんな課題が出され、それについて議論する時間をまず取りたいと思ひます。その終了後、部会長案を提案したいと思ひておりますので、忌憚のないご意見等をよろしくお願ひ致します。それでは始めたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

田中治水・利水検討室長

はい。ありがとうございます。ここで委員辞職について報告致します。10月31日に浜委員が議員辞職願ひを県議会議長に提出して同日付で許可されました。また同日浜委員は検討委員会委員の辞任願ひを知事に提出し、知事はこれを受理致しました。これをもって上川部会はこれまで 15 名でしたが 14 名となりました。それで本日の部会の関係ですが、出席議員 14 名中、11 名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立致しました。それで、議事に入る前に資料の確認ということでお手元に資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3 ということでそれぞれ 1 枚のペーパーでございますが、お配りしてありますのでご確認をお願ひしたいと思ひます。それでは部会長、議事進行の方をお願ひしたいと思ひます。

議 事

植木部会長

はい、それでは議事を進めていきたいと思ひます。まず最初に、本日の議事録署名人をお願ひ致したいと思ひます。五味委員さん、それから清水委員さんのお二人にお願ひ致したいと思ひます。よろしいでしょうか。はい。それでは、まず議事の一つ目でございます。上川の総合治水対策案について、課題の確認ということで、或いは検討ということになりますが、まずは一つ目でございます。宮川、取翻川の 50 分の 1 の流量配分、それから宮川の流量解析資料、高水敷上半分掘削の流下能力についての回答をお願ひ致します。幹事、お願ひします。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

諏訪建設事務所です。おはようございます。前の黒板使わせてもらって話させていただきます。資料は、資料 1 - 2 と 1 - 1 なのですが、先に 1 - 2 の方から説明させていただいた方が、わかりやすいと思ひますので、まず資料 1 - 2 について説明させていただきます。これは前回清水委員さんから御質問があった宮川流域の流出計算について説明させていただくものです。前回は説明させていただいていますが、宮川流域は

貯留関数法で計算しています。流出計算とか貯留関数法の基礎的な知識については、第 3 回の部会資料の 2 - 1 と 2 - 2 で基本高水ワーキングの方から報告、又は幹事会からの報告で説明させていただきました。今回は設定条件だけを説明させていただきます。まず、雨量観測上の資料を見ていただきますと、資料 1 - 2 の裏なのですが、外側に宮川と上川というのが簡単に書いてございます。それと、周りを囲んでいる、外側、宮川を囲んでいるのが、これが宮川の取翻上流の流域でございます。それで、観測所はここに書いてあります 5 地点、諏訪、原村、富士見、入笠山、八ヶ岳、その 5 つを使っております。

その 5 つを使いまして、その観測所の雨量データを持ってきまして、ティーセン分割で平均雨量を出しております。それが、資料 1 - 2 の (2) 流域平均雨量の算定でございます。この時には、ティーセン分割というもので平均雨量を出してございます。これは上川の時にも使っているやり方でございます。それで、そこで出した平均雨量に対しましていわゆる確率による引き延ばしをかけまして計画雨量を出してございます。その時の流出モデルと係数なのですが、今は上川の流域がこうあってその下に宮川の流域がこうあるということで基準点の神橋の基準点というのは上川の基準点はここにありました。それで、今度、宮川こうなっているのですが、ここに取翻川でここで入ってくるということですので、この別々を計算しまして両側 2 つのハイドロを作りましてこれを合成したものでこの流量を出してございます。だからピークがずれる部分等は前回説明させていただいた通りなのですが、そういうような計算で今は宮川の流域のものを下の 3 番のモデル、流出モデルと係数なのですが、そのように計算させていただいております。ひとつ今の時点ではこういうような計算をさせていただいているんですが、基準点が今ここにありますが、将来的に基準点をこういう風に持っていくとこういう大きな流域で計算することもやり方としてはあるかと思しますので今の時点ではそういう計算をさせていただいていることを申し添えておきます。それが資料 1 - 2 でございます。次に資料 1 - 1 なのですが、これも宮川の分と神橋の分の話のものなのですが、上段が前回から話をさせていただいています 1 0 0 分の 1 の基本高水でございます。その下に 5 0 分の 1 の流量を出させていただいております。前回ちょっと図がなかったものでちょっとわかりにくかったのですが、こういうような形で上段を 1 0 0 分の 1、下段を 5 0 分の 1 というようにまとめさせていただきました。以上でございます。

植木部会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対して何か御質問等ございましたら、よろしく願い致します。御質問ございませんか。はい、高田さん。

高田委員

内容はわかったのですが、資料 1 - 1、例えば前回も問題になりましたが、宮川、取翻から下流の宮川の流下能力がここで 4 0 m³/s あるとしたらどうして 5 0 分の 1 の時に 3 0 に設定するのか、これ 4 0 にして 2 6 0 わずかですがそういうことはできないのですか。

植木部会長

幹事、ご説明をお願いします。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

この 1 0 m³/s を減らすと 1 1 2 0 m³/s、ピークのずれがあるもので 1 1 2 0 m³/s になるのではないかと御質問だと思うのですが、今の時点では流量的なものも含めてこういうふうな話をさせていただいているもので、これは 1 1 2 0 m³/s になるか、いくつになるかというのはちょっとここでは、単純に 1 5 を引けばいいのか、こっちを 4 0 にすると多少丸め数字になるのか、そこら辺はちょっとやってみないとわからないのですが、それは可能でございます。

植木部会長

よろしいですか。他に御質問等ございませんか。はい。無いようですので、資料 1 - 1、1 - 2 については終わらせていただきます。次ですね、資料 1 - 3 ですか。1 - 3 について説明願います。はい。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

それでは、高水敷の上半分を掘削する場合の流下能力についてご説明致します。資料の 1 - 3 をご覧ください。資料の横軸が諏訪湖からの距離で左側が諏訪湖になっております。下に距離で 1 km、2 km、3 km、4 km と表示しております。上に A から D という区間を表示しております。縦軸が流下能力になっております。グラフの下に現況流下能力を点線で と表示してあります。その上に太線で と表示してあるのが高水敷上面を掘削した場合の流下能力です。流下能力の計算方法としまして、A 区間でまず低水路の諏訪湖河口部の河床高を諏訪湖常時満水位マイナス 2.5 m としまして、B 区間では右岸の引堤 10 m と白狐堰の付け替えを行い、C 区間では中門川の共有化を行わないとの条件の下で計算しております。また、高水敷の掘削高さは 1.0 m³/s の流量が流れた時の水位に 0.3 m の余裕をとった高さとしまして、それよりも高い部分を掘削することにしてあります。以上の条件で計算した結果が の太線のようになりまして、約 800 m³/s から 1200 m³/s 程度の流下能力になります。この計算ですが、A 区間で高水敷が低いものですから高水敷掘削がほとんどない箇所があります。そこで A 区間のみ低水路の幅を 20 m 広げて、高水敷を左右岸方向に掘削するようなケースを検討しました。これは第 6 回部会で高水敷半分掘削 + 低水路掘削案として示しました 2 - 2 というケースとほぼ同じような条件になります。こうして流下能力を計算しますと、 の細かい実線のようになりましてほぼ全区間で 1000 m³/s 以上の流下能力が確保できるようになります。この実線の計算の場合では B 区間より上流の高水敷は上面を掘削していますが、幅は変えておりません。この太線の場合とまったく同じ条件です。A 区間の低水路幅を 20 m 広げますと A 区間が流れやすくなることにより、上流の B 区間や C 区間も流れやすくなりまして流下能力が増加します。 の実線で示したような流下能力になり、ほぼ全区間に渡り 1000 m³/s 以上の流下能力になるということです。以上です。

植木部会長

はい、ただいま現況及び の場合 の場合ということで説明がされました。御質問等ございませんか。はい、大西さん。

大西委員

高水敷の掘削を、全掘削に対して平均的に 2 分の 1 掘削ということだと思います。この掘削方法として高水敷の幅ではなくて上面掘削を中心に、なお 番の方では A 区間で低水路幅を 20 m 拡幅したということですが、この案の中心は上面掘削だと思いますのでその確認です。それから、私も、前回高田先生からも、具体的にふれたと思いますが堤防の堤脚部の問題で、高水敷をいずれにしても掘削していった場合に、主にこれは幅の掘削になると思いますが、洪水量が実際に出た場合、この基本高水に近いような 50 分の 1 なら 50 分の 1 の洪水量が出た場合に堤防にとっては浸食の問題、それから堤脚部の破壊の問題が、高水敷の関係で考慮しなければならないと思います。今高水敷の幅は堤防側から見ますとそれぞれ両側均一ではありませんが、30 m 前後、場所によっては 40 m 位の幅があります。従って堤脚部の保全といいますが、補強のために残す堤防側からの幅について、どの位考慮すればいいのでしょうか。前回高田先生からは、片側 10 m 位必要という話があったと思いますが、それ位だったら現況、十分可能だと思いますのでお聞きします。

植木部会長

はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

まず、今回の流下能力の高水敷掘削の基本的な考え方ですが、あくまでも上面をカットするということで流下能力を出しております。 のケースは A 区間についてのみ高水敷を左右岸方向といいますが、低水路を 20 m 程広げるような考えで計算しております。次に、堤防保護のために高水敷をどれくらい残さなければならないかということですが、具体的に計算でどの位ということでは出てくるものはないのですが、現状ですと高水敷が半分くらい残るようになっております。実際に事例としてはいろいろあるのですが、概ねの目安ということですが、大体河岸高の五倍程度とか 30 m 以下というようになっております。川の流れの状態や流速などの条件によりまして堤防を保護するための高水敷の幅というのは違ってきますので、一概にはいえませんが、今の高水敷に対して半分ほどの幅を確保しておりますので、安全上それほど支障はないんじゃないかというふうに考えております。

植木部会長

はい、半分は両側が残るといこと、両面がといこと、はい。はい、高田さん。

高田委員

今も話題に出ましたがこのA、B、C区間の大体の流速をお聞きしたいのと、もうひとつこの図で4.6km広瀬橋の下流で流下能力が減っているのは、これは堰の問題かと思うのですが、これはなんか堰の対策はとれるのでしょうか。それともうひとつ5.1km区間で低い所があるのですがこれはなぜなのかちょっとお聞きしたいと思います。

植木部会長

はい、2点について。はい、幹事、お願いします。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

まず、流速のデータですが、資料を持ち合わせておりませんので、午後に提示させていただきます。それと広瀬橋の下の流下能力のない区間ですが、ここは中門川の取水堰がありまして、そのところで川幅が狭くなっておりますので、流下能力がないようになっております。それと江川橋の下ですが、江川橋の下の所でも少し川幅の狭い部分がありまして、その影響で流下能力がないようになっております。対策としまして広瀬橋の下の所は中門川の取水堰を下流に付け替えるといことに対応したいと考えておりまして、江川橋の下につきましては部分的な拡幅が必要といふうを考えております。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。はい、高田さん、どうぞ。

高田委員

これで橋梁の架け替え、それと橋梁の下のクリアランス余裕高ですね。その辺は大丈夫なのかどうかちょっとお聞きしたい。それと堤防の嵩上げ区間があるかどうかもお聞きしたいです。

植木部会長

はい。2点につきまして答えられるでしょうか。幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

橋梁のクリアランスにつきましては、橋梁の桁下高をすべてチェックしまして、それを元に堤防高を設定しております。それに伴いまして、現在の堤防の嵩上げが必要な箇所が何箇所か出てまいります。今、細かい資料を持ち合わせていませんが、所々部分的に堤防が低くなっている所とかありますので、何箇所かに渡りまして堤防の嵩上げが必要になっているという状況です。

植木部会長

はい。よろしいですか。はい、細かい話は、ええ、そうですね。他にいかがですか。はい、五味さん。

五味委員

A区間の部分についてちょっと御質問を申し上げますが、1.0は単位が入ってないが下はkmでしたか、kmでしたね。そうしますと200m位のところが一番高いようになっていますがね、流下能力が。その次も高いのですが、この部分は確か迂回路の沿岸道路といいますが、通勤道路といいますが、があつて潜しているところで非常にこれ流下能力がないとい前の話だったと思いますが、ここがびゅんとあがっているのは道路そのものを河川敷みたいな理解をしてこいう表現をしたのですか。ちょっとその辺、流下能力があるからいいけれどもなぜこだけびゅんと上げっているのか。

植木部会長

はい、幹事会、お願いします。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

0.2 kmのところでしょうか。

五味委員

0.2 ですね。そうです。0.2 位です。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

この所は、上川大橋あたりの河床をかなり広い範囲に渡って掘るものですから、その影響で 0.2 km の流下能力が増しているということです。特に 0.2 km の所の道路を河川敷と考えるということではございません。河床を掘り下げることによって流下能力が増えているということです。

植木部会長

五味さん、よろしいですか、はい。他によろしいですか。いかがですか。はい、清水さん。

清水委員

高水敷の上面の掘削ということですが、この説明だとちょっとイメージがわからないというか、実際の位取られるのかというのがイメージがわからないのですが。例えばおおざっぱな数字でいいのですが、現在というかいわゆる規定流量の普通の流れの水面から考えた場合に約どれくらいの高さのところまで削られるのか、どうもその辺で聞かないとちょっとね、この説明だとどの位削られるのかよく、まったくわからないので。

植木部会長

プラス 30 センチ、でいうならば 10 m³/s 流下時水位がプラス 30 センチことなんですけれども。こういう理解でいいじゃないですか。じゃ、幹事会、お願いします。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

イメージ的にはこんなような感じなのですが、今 10 m³/s がこの水位になっています。それから 30 センチ、0 m³/s、これ出発水位は諏訪湖の平常時の水位です。それに 30 センチ余裕高を取ってこれから上の部分を取っちゃう。そういうイメージですよ。それで場所によってはこの高さが変わってきますもので、どの位取るかというのはほとんどないと思います。A 区間は相当この高さが低いというそういう説明を今うちの方でさせてもらったのですが、それで A 区間へ行くとこれをこうやって取っちゃうという風に考えています。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

普段、上川を流れている流量は 6 m³/s とか 7 m³/s 位だと思います。今、10 m³/s で設定していますので普段よりは多少多い程度の流量です。それと高水敷の掘削の厚さですが、一番厚くなるのが 4 キロくらいです。車橋ですとか、飯島橋のあたりが一番厚くなりますが、そこら辺で大体 2 m 位切り取るようになります。全般的に見ますと上流の方ほど高水敷が厚くなっておりまして、上流に行くに従って徐々に厚く切り取るというような状況になっております。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。なんとなくイメージが湧いてきましたね。はい、他にどうですか。よろしいですか。はい、無いようですのでこの点については、終わらせていただきます。どうも、幹事会ありがとうございました。それからですね。もう一点なのですが、実は前々から高田さんの方から質問がありました。基本高水の算定方法をもう一度検討してもらえないかという御質問がございました。それにつきまして本日ですね。幹事会の方から説明できるということですのでよろしくお願ひしたいと思います。幹事会、お願ひ

します。

河川課 江守主任

河川課でございます。前回から高田先生の指示によりまして雨の算出手法、いろいろあるのですけれどもそれによって今、岩井下限法という雨を採用しまして流域平均で252ミリ/2日を採用して計画雨量としてこの計画雨量を元に基本高水を神橋基準点で1120m³/sという計画になっております。それで今回、他の手法でということですので、他の手法のグンベル法という確率手法を用いて確率雨量227.6ミリを元に、これ2日雨量です。それで対象洪水が昭和40年9月16日というものを対象洪水としているんですけれどもその採用洪水は変えずにあと貯留関数の各定数も変えずに基本高水流量の試算を今回行いました。その結果神橋基準点において約910m³/sという試算結果が出ております。ただ、現行計画については以前部会でもご説明したとおり各手法の中で整合性、誤差が一番小さくてかつ安全性というものを考慮してその中で一番確率雨量が最大となった岩井下限法というのを採用したということです。基本高水については様々な議論があろうかと思えますけれども、ただ今回、雨という視点でちょっと試算してみたわけなんですけれども雨だけじゃなくてその流出解析によって所定の安全度が確保できるかという観点から例えば流域規模ですとかあと地形特性、流出特性、その他合理式とか比流量の検証の結果等を踏まえて基本高水については総合的に判断すべきじゃないかというふうに考えております。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明、グンベル法でやった場合には、神橋の基準点基本高水は910m³/sであるということですね。高田さん、何か、はい。

高田委員

資料1-3と今の話を合わせますと、この上川の問題は終わってしまった。

植木部会長

ただ、基本高水の問題に関しては、確かにグンベル法でやるならばこういう数値が出るということなんです。この問題に関しては、様々な観点から検討しなければならないということがやはり今後の課題としてもあげられておまして、すなわちすぐ910m³/sかという問題ではない。先程幹事会からも申し上げましたように、様々な観点から岩井下限法を基に1120m³/sというものを出していると。これが、基本的にはこれまでの上川の整備計画の中でずっと続けてきた問題ですね。ですから、基本的には県としてはこの基本高水は従来通りのことで前提として考えていきたいというのは多分本音だろうと思います。グンベル法でやるのならば確かに落ちるだろう。しかし、いろんな考え方があるんだろうという前提に立つのであればこの基本高水の問題は今後の問題として、従来から言われておりますように、グンベル法でもこういう形で出ているのだからもう少し検討してみる価値はあるんだというふうに進めていけばいいかなと、こういうふうに考えております。はい、高田さん。

高田委員

部会長の仰ったその通りでいいと思います。基本高水がいくらになるというのはこれは今の910m³/sでいいと思うのですが、ただ今までの流れで例えば宮川流域の農業利水が今まで苦労されているとか水田の流出抑制とか、そういう積極的な高水、中小洪水の提言とかそういうことも含めてやはり総合治水の形で、今数字の上でクリアしていてもそっち側の努力をうんとやるべきだと思うんですよ。ですからそれは課題として我々の考えてきたやり方をずっと続けていく形でまとめたいと思います。

植木部会長

はい、五十嵐さん。

五十嵐委員

本当にいいの。こういう数字使って。いいのなら、ほら他の9つの河川全部についても、全部おかし

ですよね。これいいのですか、910なんて。

植木部会長

はい、幹事会。

河川課 江守主任

今回雨で見直して910という結果が出たのですけれども、以前もお話したかと思うのですけれども今回藪科ダム計画というのは一応国の認可を得ているということでして、それで当然雨で所定の安全度を確保できるということで今まで進めてきたわけなのですけれども、今後の話ですけれども、見直すに当たってはまず見直し間違いなく大丈夫だというやっぱり合理的な理由みたいなものが今後必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。ですので、これで今すぐ例えば基本高水を見直していいかという話というのはもうちょっと検討が必要ではないかというふうに考えております。ただ今回は雨という観点だけでやったということですので今後もうちょっと違う要素も、例えば流量ですとかそういうものも含めて検証していくってということが必要じゃないかというふうに考えております。

植木部会長

はい、五十嵐さん。

五十嵐委員

非常に結構な話だと思うんですがね。昨日も実はちょっと参考までにですけど、黒沢川の基本高水についていろいろ話したんですけどわずか15 m³/s のために数字が動かせないために200億使うが使わないかと財政を開けるとそういう話なんです。ちょっとした計算法を変えればいくらですか、200違ってくるわけですよ。15 m³/s 動かないんですよ、黒沢川ではね。これは非常に重要な話をしてくると財政負担は全部こうやって議論の仕方がまったく変わっちゃって、これ全然議論要らないのですよ、910なら。だから、今までのすべてのダム委員会で最大の発言がこれじゃないかと思うくらいなのですが。ここ皆さん簡単にこうすつとやっついていいんですか。これがもし出たら大変なことですよ。浅川ダム、砥川ダム全部変わる、全部。代替案を含めて全部変わりますよ。

植木部会長

基本的には基本高水は従来のでいきましょうというのが、この部会では一応認められているのです。ただし、基本高水の議論は非常に難しい。最初1回目2回目3回目あたりまで結構基本高水の話も実はしているのです。その中で結局砥川、浅川も含めてなかなか解決が見えないということで一応ペンディング（pending；保留）しているのですが、高田委員さんの方から別な方法でちょっとやってみてくれないかという提案だったですね。それでこういうふうに出たということなのです。これは上川に限ってはグンベル法でこういう数値が出たということですね。他へは影響ありませんよ。同じグンベル法でやった場合でも、計算方法、流域が違いますから。基本的には我々としては参考としてグンベル法は頭に置いておくってことだと思っております。これグンベル法がいいとか悪いとかいうことになりますとまた基本高水の問題を一からやり直さなくてはならないってふうになりますのでね。基本高水は言ってしまう幅があるんだと今の段階ではそういうような理解、ただし従来から言っておりますように、ここで一応考える前提としては基本高水は神橋で1140 m³/s、20 m³/s というところで一応話を進めていきたいということていくということです。はい、五味さん。

五味委員

部会長さんの仰っている方向でいいのですが、つまり検討するところは残すにしてもですね、もうちょっとお聞きしたい部分があるのですよ。幹事の皆さんに、宮川の上部で前回貯留関数法ともう一つ何でしたっけね。合理式法でおやりになって、既に工事は合理式でおやりになったとこういうことなのですから、それを頭に置きながらお聞きしますが、この今の図だけは資料1-3の図だけはDまでなのですね、区間が。まだ上にいっぱいあるのですけれども、工事点ごとにこの流量その他基本高水額を変えて工事をするのですか、

どうですか。これがひとつ。つまりこの今では神橋だけだけれども下へ基準点を移す可能性もあるというご説明があったですけれどね。ひとつずつ工事に応じて基本高水と流量などを決めては工事をしていくと、こういうことなのかどうか、これが1点です。

それからここでは大筋50年分の1の確率を念頭においてほぼ同じように理解して、下から上まで見ていきましょうということでこの場合はほぼ合意を得ているような理解をしたのですが、その部分です、そうすればおそらく県では再び基本高水を調査し直さなくて済むのかどうかそれでも結局もう一度調査し直すのでしたらここではふんわりしておいた方がいいし、50分の1の数値で、ここでは1130でしたっけ。ほぼ決めてここで合意が出来るような条件があるなら私はもうそこで合意しておいた方がいいという風に思うのです。完全に再調査するのでしたらこれは含みを持ってもう少し考えてもいい。こんな風に思いますのでこの2点ご説明ください。

植木部会長

はい、幹事会、よろしいですか、今の質問。基本高水の採用の件と、50分の1の場合の問題。はい、幹事会、お願いします。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

2番目の問題からお答え致します。今の解析はですね。現状の要するに流域の状況等を加味しております。これとか前いろいろ説明致しましたけれど、崩壊状況とかですね地勢、植相とかですね。土地利用形態等で流出を求めています。したがってやはり経済社会の変化に伴って地域の流域の状況も変化していくということでそれはですね、流量とか雨量観測によってですね、検証していかなければいけない。そういう検証結果がですね、合理的な理由になってまいりますので、そういう合理的な理由が成り立った場合は見直していかなくてはならないという風に考えております。あの基本高水ですね。ですから検証はしていくということであります。1番目の問題はちょっと私なりの理解でお答えさせていただきますが、基本高水というのはですね支川合流とか各支川によって変わってまいりますのでその地点地点要するに主要地点に基準点がもうけてございますが、その配分された流量により改修計画は進めていくということでございます。よろしいですか。

植木部会長

よろしいですか。はい、五味さん。

五味委員

この流域は複雑だということをお私の方申し上げてきているけれども、その地点地点で決めるのですか。主要地点地点で。ですから変化することがあるし、第2の質問に対する最初の答えが時によっては変化が起こりうるということをお仰られたと思うのですがね。変化しないままというのもあるのだと思いますが。だけれども測定するのは地点地点で違うのですか。最終的に工事に入る場合です。

植木部会長

はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

最初、流量配分図、当初お見せ致しましたですね。宮川何 m^3/s とか角名川何 m^3/s 、それが100分の1ですよ。今度河川改修が50分の1になりましたら、その50分の1の値で各河川の主要地点の計画高水が決まりますよね。その値で整備していくということになります。ですから基準地点の神橋においては今1130ですか。50分の1がですね。それで整備すると。また神橋上流については870で整備していくということになります。この今日お見せしました第10回上川部会資料。ですから流配が決まってまいりますから主要地点の。その高水によってですね。イコール計画高水で堤防が整備されていくと考えて頂ければよろしいかと思えます。

植木部会長

よろしいですか。基本的にこうです。貯留関数法でやっているということです。それをベースにして50分の1だとか考えると。ただし、宮川は前回説明ありましたね、合理式で出したんだということです。多分これがベースとなって今後の河川改修も行われていくであろうということです。多分基本的にはその支流によってあまりいろんな手法を取り入れるということは私はあんまりないのじゃないかという気がするのですが、基本的には今までは貯留関数法というのが一つのベースにあるということだというふうに理解した方がよいのじゃないですかね。はい、他にどうですか。はい、清水さん。

清水委員

先程の高田先生の提案された基本高水の問題ですけれど、基本高水に関しては僕らもこの部会最初から通してこれを納得したわけじゃなくて非常な抵抗が予想されるということでそれに終始したら先に進まないのていったん棚上げしましょうということで棚上げの状態になってきている訳です。決して僕らもこの基本高水の数字を認めているわけじゃなくて今高田先生ご指摘のようにいろんな点で僕らもこれはある意味で法外な数字だと。ダム計画の時代、当時、盛んにがたがたやっていた当時は本当にこの基本高水というのは僕らの表現でいえば上川の安全を人質にしてですね、法外な身代金を要求してきたような話だという風に僕は表現してきたのですがだんだんやはりちょこちょこことこの基本高水がこの部会でも取り上げてくる中でやっぱり明らかにいくつかのいろんな計算の方法があってその計算の方法いかんでは、それこそとんでもない数字が上がったり下がったりするのだということがまず、それがいいことか悪いことかは別にしてですね。それがまず今までの段階で明らかになってきたと。どれをとるかということに関してはこれにしましょうという結論は多分合意には今のところならないだろうし、まあ思っているわけです。しかし、この問題はやはりこの上川ばかりではなくて日本全国のダム計画のあるところ、治水計画のあるところすべてでやっぱりこの問題が一番のネックになって住民との間に摩擦が起きているということも事実です。ですが、やはりこの部会でも時間の許す限り最後までやはりこの基本高水の問題は、この部会の中でどうこうということではなくて議論としては最後までやると、何となく時代もちょっと変わってきて多分いろんなおもしろい話が今までは聞かれなかった話が今日みたいに出てくるのじゃないかと思うので、この議論は今後も折に触れてやっぱり続けていきたいという風に思います。今、この部会の進め方の中ではこの前も皆で合意しましたように50分の1確率で話を進めていくとこの50分の1の確率のあたりが一番なんていいですか現実的にはちょうどいい数字かなという風に思いますし、これに様々な流域対策をきちっとやっていくというまさに数字のマジックみたいなものと違って、流域対策をきちんとやるということはたとえ毎秒1m³であっても確実に減らすことが出来るということなのですから、これをきちっとやっていくことによって50分の1の確率の流量をクリアしながらその上に更に流域対策で実質的な上乘せをしていくということで上川の治水の問題は僕はクリアするのじゃないかという風に思います。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。他に、はい、小松さん。

小松委員

基本高水については部会長の進め方、今まで合意してきたやり方で全然かまわないと思いますけれども机上でいろいろ数字が出てくるわけなのですけれども、当然そういう数字が出てくるのは過去のデータに基づいて出てくるわけなのですけれども、我々流域の住民としては本当に安全かという気持ちが非常にするわけなのです。こういう気象現象は地球規模的に考えなくてはならないという中で例えば今年の東ヨーロッパに近い方で大洪水が起きたと、噂に聞くとあちらの地方はかなり治水対策が終わっている地域だったという話も聞いている訳なんですけれども。それでもあれだけの被害になったと。ここはちょっと噂で聞いただけで本当かどうかわかりませんのですけれども。いずれにしても昭和34年、これは上川を作って大体25年経っているわけですから。

それから、次に58年に切れそうになったと、これも大体25年くらい。まあ切れなくてよかったのですけれども。あれもう一押しで完全に切れているという風に思います。これからまた25年で同じくらいのものが来たときには、絶対に安全にしてもらいたい。というのは、あんまり時間がないかなとこの基本高水

がどうのこうのというのは対策をいろいろ重ねていってどこまでをやるかという目標値みたいなものなので、すけれども、安全第一で、安全第一でというのは生命と財産を守ってもらうような施策をどれくらい積み重ねられるかということだと思います。ここで今日出てきた内容については下流での対策ではこの位できますと。上流でどの位出来るかというのはまだ検討がされていないわけですが、上流でもかなり出来ればかなりの高水に対してはクリア出来るんじゃないかという期待を持っておりますので、高水についてはここでどれにするという決めはかなり難しいというように考えています。

植木部会長

はい、貴重な意見ありがとうございます。私自身も基本高水は今後全く議論しないという考えでは当然ございません。本当は議論しなくてはならない問題なのです。私自身も個人的にいいますと、ずっと砥川での議論を踏まえながら基本高水はどうしてこう大きいのかなというのは正直言っていました。ただし、幹事会から出される説明もそれはそれなりの説明があります。ですから基本的にはこの辺を将来にわたってやっていくしかないのだろう。全国的な問題であります。特に自然を相手にしたこういった問題というのは少しずつ少しずつ科学的なものが解明されていって、時間がかかるものなのですね。ただしこの時点ではこれでやむを得ない、そこにいろんな疑念が出たり、不満が出たりする訳ですね。今はそういう時点なのです。今後は先程から申しておりますとおり基本高水は上川の治水計画に則ったところでいくのだろうと、とりあえず当面は、その中で徐々に徐々にひとつずつ科学的なメスを入れながら、よりいいものをというのですか、より現実に即したものを作っていくということに今の段階では言わざるを得ないというふうに私は思っています。はい、高田さん。

高田委員

今資料 1 - 3 の で河道整備すれば $1130\text{ m}^3/\text{s}$ 、これで私は $1000\text{ m}^3/\text{s}$ あれば十分だと思っておりますが、現実に先程小松さんが心配されている件、堤防が壊れるということは絶対に避ける構造でないといかん。それで神橋から下流は流速は、また後で教えてもらえると思うのですが、大きくないし川の流れというのはそんなに波立って流れるような形にはならないと思うのです。そうしますと、堤防から溢れる寸前の流量、堤防から溢れるまでわりとおとなしく流れてくれるだろうと、橋梁のあたりはちょっとわかりませんが、溢れる時には、この $1420\text{ m}^3/\text{s}$ あたりが多分流れると思うのです。上流の方の余裕高というのは蛇行したりなんかで龍の背のように流れたり、或いは水門にひっかかって水位が上がったり或いは川の中に残っている巨石に押し上げられてちょっと恐ろしい流れになるとそういうことはあると思うのです。神橋から下流に関しては溢れるまでいくと 100 年確率の当初の案くらいまで多分いくと思うのです。だから余裕高というのは本当に要るのかという話が常に出てくるのですが、一応河川構造令に忠実にやるのだとしたら堤防が決壊さえしなかったらものすごく安全だということがわかります。

植木部会長

はい、ありがとうございます。他に御意見、御質問等ございますか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

今、お話を聞かせていただいた感想なのですが、特にグンベル法との関連と併せて黑板へ書いてもらった $10\text{ m}^3/\text{s}$ ですが、これは平常時よりも少し高めの数字だと、そして 30 センチとって高水敷の全面掘削という話でしたけれども、しかし今も話にあったとおり一番下流域での心配は堤防の破壊なのですが、素人考えでいけば、堤防際というのは少し残しておいた方がいいというのはこの議論もしてきたし感情としてもそういうものがあるわけですから、その辺は実際の工法の上では考慮された方が、諏訪市側の住民感情としては全面掘削よりはいいじゃないだろうか、そして今の全体のお話を聞いていて段々いい方向へきて、これに更に上流域の様々な点が積み重ねられていくとかなり今までの岩井式を取ったとしても近付いていく可能性があるし、ましてやグンベル法だったら更にそこへ近付いていくという点でいい討議をさせてもらっているのではないかと感じておりますけれども、以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。大体意見が出たようですね。ただいまの幹事会からの説明に対してよろしいのではないかというふうに思いますが、いかがですか。はい、じゃ、この点についてはこれで打ち切ります。大体 1 時間過ぎました。できるだけ休憩を取ってくださいということですので、10 分程閉じたいと思います。よろしくをお願いします。

(休 憩 10:50~11:00)

植木部会長

それでは、再開致します。一応ですね、これまでの議論の中でいろんな疑問点等をひとつひとつ確認して参りました。お約束のとおり、部会長案を提案したいと思っております。この部会長案を提案する内容については、これまでの議論を踏まえてということと考えておりますので、特段皆さんが驚くようなものではないと私は思っております。

基本的には今回提案する部会長案というのは基本的な枠組みでございます。細かい点までは述べてはおりません。と申しますのはやはり場所をどうするかとかですね、そういった問題はいろんな意見があったり、それから先程も出ましたように基本高水の問題もいわゆるペンディング (pending ; 保留) 状態で来たわけですね。その中でも一定の合意があってということで、ですからこれから提案する部会長案はある意味では今後の方向性ということで理解していただきたい。

ただし、これまでの議論の中である程度具体的なものを、これならいいだろうという合意点が見いだせている点については、それなりに多少は踏み込んである部分もございます。昨日これまでの議事録をグッともう一度読み直してみました。大体第 3 回までは、この上川流域全体についてのいろんな疑問点等々をみんな確認したということが流れであったかと思えます。釜口水門から始まり、それから神橋の問題、それから上流の田圃の問題から、貯水池の問題、更には森林の問題。様々な点から議論をされてきたわけです。そういう中で第 4 回において、部会長案が叩き台として出されました。それは 3 つの案だったわけです。

第 1 案はダムプラス河川改修案ですね。それから第 2 案が河川改修のみの案です。それから第 3 案が河川改修プラス調整池というような浜部会長案が第 4 回に出されました。これを議論致しました。議論をする中で基本的にちょっと重要な点と思われるので読み上げますが、第 5 回の議事録の中でこのような話がされております。これは部会長が発言した内容でございますが、「もしダムがどうしても必要だと思っていた方が、こうしたダムなし案というものを検討していく中でこれでもいけるのではないかということになれば一本化出来るでしょうし」ですね。まあいろいろ考えて議論は今後していかざるを得ない。で、ただしここでダムというものについて議論していくという段階であるのかどうかということですが、この部会におきましてはダムのために始まったというふうには私は理解していません。これはもちろん治水水利水ダム等検討委員会ということですからダムも含めているわけです。しかしながら、ダムなしでいったいどういうことが出来るのかということ、上川について基本的な問題というふうに思っていると。この議論の中でですね、まずダムなし案を作っていくのではないかといい合意の中で進めてきたということでございます。

その結果、ダムなし案ということで基本的には議論されていく中で、それぞれの皆様から案を出してくれということが言われました。で、いくつか案出しました。案を練っていく中で基本的に第 6 回の上川の部会におきまして部会長がこのようにまとめております。「何となく第 3 案というものの形が皆さん方のおひとりおひとりのご意見を積み重ね積み上げていく中で、頭の中にもある程度絵が出来ておられるのではないか」と言うことですね。第 3 案というのは先程の河川改修プラス調整池という、この地点では調整池ということですが。そういうような形で進んできたわけです。そしてこの第 6 回の最後の部分で高田さんから言われたのですが、今後の具体的な形を作っていくにはある程度の具体的なものを詰めていく必要があるのではないかと。要するに何年先かわからないと言うのではなくてある程度の期限をつけていったらどうなのだろうか、という中で最終的な 100 分の 1 というものを考えていけばいいのではないかと、というような内容でございます。

そういうことで部会長も、あまりにも漠然としたスケジュールで X 年ということではなくて、ある程度そうしたシナリオというものもこれから書いていかなければならないということで 50 分の 1 というような問題がここで出てきているわけです。で、50 分の 1 の検討に入って現在に至っている、そういうようなおおよその流れだったとそういうふうに私は理解しております。

こうした議論を踏まえて、提案させていただきます。是非、私の意見に対してこれは叩き台でございますので、本日いろいろと皆様から意見を言っていたいただきたいと思います。一応これを読み上げますので、読み上げた後に議論に入りたいと思います。読み上げます。上川流域総合治水対策基本案（部会長案）ということで、基本方向 上川流域は、多様な発想に基づく総合的治水・利水対策によって、地域住民の生命と財産を守ることを基本理念としつつ、良好な自然の維持と豊かな人間形成の場として、たゆまぬ環境整備の向上に努力する。ということを基本的な方向で考えたい。

番目、総合的治水・利水対策の基本的枠組み。1、当面の河川改修は、およそ50分の1確率の治水安全度によって対応する。将来的には100分の1というものは見据えているという前提でもあります。しかしおよそ50分の1の確率の治水安全度と、当面はこれで行きたいということで進めていきたい。

2番目、流域の治水対策は、総合的・多面的視点より検討し、特に水田、遊水地・溜池、森林等を中心に、有効と思われる諸対策を積極的に進める。

3、流域の利水については、治水機能を補完する役割を合わせ持つことから、産業、ここでは農業、製造業、サービス業等、および一般生活用水のあり方について可及的整備を推進する。

4番、蓼科ダム建設計画は中止とし、跡地利用を再検討する。

5番、総合的治水・利水の観点から、行政および地域住民の連携と協力体制を強化する。が、基本的枠組みでございます。

番、現在考えられる対応策、および検討事項、これはの基本的枠組みを受けましてそれぞれ述べております。-1についての対策案および検討事項とすることでございます。-1というのは50分の1の確率、治水安全度によってやるということですが、まず1つ目、神橋より下流域、改修イメージ図でいうならばAからD区間でございます。河川改修は50分の1の治水安全度によって1130m³/Sの計画高水を当面の目安とする。この計画高水に照らし、河床掘削、高水敷掘削、拡幅（引堤）、嵩上げ、樹木等の障害物除去等の河川改修を必要な箇所に適切に実施する、ということです。それから、河川改修に伴う橋梁の架け替え・改修を必要に応じて実施する。堤防の決壊を未然に防ぐために、弱堤部の有無を精査・強化する。弱堤部という言葉があるかどうか私にはわかりませんが、説明致しますといわゆる堤防が弱いところですね、これまでいろいろ指摘されていると思いますが、その部分を含めて、その弱い部分はきちんと精査して強化していかなければならないということです。

それから、住民の憩いの場となっている河川敷の利用を、治水対策を最優先としつつも可能な範囲で考慮する。続きまして、神橋より上流です。改修イメージ図で申しますとEからF区間です。河川改修は、同様でございます。治水安全度50分の1、E区間では870m³/S、F区間では340から580m³/Sの計画高水を当面の目安とする。この計画高水に照らし、拡幅（引堤）、嵩上げ、堆砂除去、樹木等の障害物除去、護岸強化等の河川改修を必要な箇所に適切に実施する。河川改修に伴う橋梁の架け替え・改修を必要に応じて実施する。取水堰の移設・見直しを検討し、河床勾配の改善に努める。茅野市が計画中の「ラブリバー計画」を、治水対策を最優先しつつ、高い親水機能を有する空間として再検討する。これが神橋より上流の河川に対する考え方でございます。

それからとして、河道の直線化およびコンクリート多投型工法を極力避け、近自然型工法を採用する。これは自然型工法ともいってもいいのでしょうか。宮川も一支流と考え、宮川と取釧川の流量配分の見直しを再検討する。流域一貫の立場から、諏訪湖釜口水門の最大放流量を可能とする天竜川改修計画の早期実現を国に要請する。基本高水算定のためのより正確なデータを長期的に収集し、精度の高い河川計画を確立するよう努力する。ということでございます。これが-1に対する考え方でございます。

それから-2流域全体に渡る話でございます。-2について、圃場整備済み水田、以下水田と省略させていただきます。圃場整備済み水田貯留。水田に「洪水調節機能」の考えを新たに導入し、100分の1確率相当の降雨が予想された場合には、新たな降雨の受け皿としての役割を持たせるよう工夫する。流域水田の貯留量、現在予測約300万tと予測されます、と「洪水調節機能」を検証する。水田貯留を機能させる組織体制のあり方と、水田所有者への協力体制を検討する。被害が発生したときの責任・保障問題を検討する。新たに付加された治水機能を維持するため、財政的支援を検討する。その他水田貯留の実施体制確立に関する必要事項を十分検討する。この水田の問題は新たな治水機能を持たせるということですから、それなりにクリアすべきことが多分たくさんあると思います。一応ここではこのように書いておきました。遊

水地・溜池の拡充・整備。遊水地の設置可能な箇所および大きさ・工法等を検討する。既存の溜池や貯水池を拡充する。森林整備。森林の保安林指定を地権者との協議の上拡大する。間伐を積極的に進め、さらに広葉樹や灌木類・草本等を林内に誘導する作業法を検討する。間伐作業によって生産される材を、治水工法に積極的に活用する。1974年、昭和49年以前の林地開発地に対して、洪水調整施設の建設を関係企業に協力・要請する。その他、U字溝水路の流速緩和と、環境に配慮した水路の研究および開発をいっそう進める。というものでございます。

それから - 3につきまして、利水の問題でございます。、農業利水に必要な溜池の大きさと工法、箇所等を検討する。一般家庭の雨水タンクの設置を推進する。また公共施設および各種企業に対しても同様の効果が期待される措置を検討する。ということでございます。

それから - 4、蓼科ダム問題でございます。ダム建設予定地の地目変更を行い、環境、福祉、教育、文化等の観点から、地域・市民益に沿った利用方法を、あらゆる角度から再検討する。ダム建設中止に伴う(株)長谷工コーポレーションとの関係については、県に一任する。跡地の利用方法については、その検討過程を公開し、広く住民の意見を聞くものとする。ということでございます。

それから - 5につきまして、これは地域、住民、行政との関わりでございます。ここの点については、まさに抽象的でございますが、お許し願いたいと思います。今後の新たな対応策として、水田貯留、間伐材の利用、道路・圃場等の排水路の改善、雨水の利用、土地利用(開発)規制、防災体制の確立等々、総合的な治水対策が挙げられるが、このためには「県・市町村・住民」の連携強化は不可欠である。今回の議論を契機に、情報公開と住民参加型の治水協力体制をより一層指向し、それを制度的に確立させるためにも、新たに生じる多くの課題や障害をひとつ一つ解決していかなければならない。例えば水田貯留の実施にあたっては、県の支援、市のリーダーシップ、住民・土地所有者の合意と協力が是非とも必要である。さらに、様々な仕組み(検討期間の新設、法的整備、責任・保障体制の検討、住民学習等々)が十分用意・検討されなければならない。そうした積み重ね過程を行政と住民が一体となって推進していくことは、地域の環境保全と治水・利水の向上を進める上で極めて重要である。ということでございます。

番目におわりにということでもちょっと足しております。以上の総合的治水対策基本案は、従来の手法や枠組みに見られない新たな発想が盛り込まれている。今後、こうした対策案を遂行する上で、法律の整備や改正等が当然伴うものと予想される。県や地方自治体はこうした問題に前向きに対処し、国との協議を積極的に進め、できうる限りの改善策を引き出し、さらに補助・支援策の拡大に努力する。ということが、部会長案として、基本案として提案致したいと思います。まず、この文章の中で内容にはいるというよりも意味の問題、語句の問題について、まずその点で質問がございましたらよろしくお願い致します。はい、大西さん。

大西委員

大変、全体的にはよく私も理解でき、さすがいろいろ学者的立場から考慮したまともになっていると思います。字句の問題で、必要であるかどうかということもありますが、1ページ目の住民の憩いの場となっている河川敷の利用ということですが、一般的には私も住民も河川敷でマレットゴルフをしているという風に理解して、マスコミもそういう報道をしていますが、高水敷ということで、河川法上は、幹事会からの説明があってそう理解しているのですが、河川敷の利用というのは高水敷の利用というふうに字句訂正が必要かどうかということと、それから2ページ目の水田の貯留のところ、流域水田の貯留量、現在予測約300万 m^3 と書いてありますが、これは県の幹事会の資料だと上川流域が、当初は茅野市の圃場整備の水田で200万 m^3 それから原村、富士見が追加されて合計300万 m^3 となっていると思いますが、宮川流域が同時に出されているのですね、圃場整備の水田分。これは宮川と取翻川との関係からいうと当然考慮しなければいけないので、この流域水準の貯留量を上川流域に限れば200万 m^3 ということなのですが、新たに提出された資料に基づく宮川流域、取翻川に流れ込むその部分を加えるとこの貯留量を、分けて書けばよいと思うのですが、数字が変わるのでそのことの確認です。

植木部会長

2点目の方から。宮川水系を含めると試算は出しておりましたっけ。いくらでしたっけ。すいません。よろしく申し上げます。

諏訪地方事務所 湯沢土地改良課長
今、大西委員さんの仰ったとおりです。

植木部会長

前の資料では300万tということで私も理解しておりますね。2回目の、まだどちらに入れていいのかという問題があって、その部分に入れていないということですね。それはあったのですが、確か土地改の方からそういう説明がありましたよね。200万tと100万tで300万ということだったと。

諏訪地方事務所 湯沢土地改良課長

最初にはですね。上川の直接流域ということで、200万tということで資料をご提示申し上げました。それからですね。宮川を超えたものでどうなるかということで求められましたので、合わせた数字として300万tということでもって資料をご提示を申し上げたとおりです。

植木部会長

はい、よろしいですか。それから1つ目、河川敷という語句と高水敷という語句の両方を使っているということですか。どっちかに統一すべきということですか。そういうことですか。これは河川改修においては高水敷という言い方でいうわけですね、基本的には、はい、幹事会、お願いします。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

水面の利用等もありますので、河川敷でよろしいかと思ます。

植木部会長

はい、わかりました。では、河川敷ということで統一させていただきます。他に語句等の、はい、清水さん。

清水委員

今、大西さんの指摘の水田の問題ですけど、立沢と本郷のあたりだと思ますが、まだどちらの流域にはいるかちょっと算定がされていないという部分があるのですが、これかなり広大な面積、約450ヘクタール位なので、このあたりも流域確定していただいて、数字の中に最終的には入れていただきたいと思うのですが、やっぱり300万t貯まるというのはかなりのインパクトがあるので、これはもうちょっと多い方がいいかなと。

植木部会長

流域を宮川も考えているという前提ですので、更に今言った立沢、本郷の問題もあろうかと思ます。まだ確定していないという部分があったというのもありまして、ここで一応現在予測と言っていますね。現在の予測として300万tと言わせてもらっています。当然、幹事会の方でも指摘していましたが、どちらに入れていいかわからないのでその部分は除いていると言う話でしたのでこの数値は変わる余地は当然あるというふうに私は考えております。とりあえず今の段階ではこういうような数値でということできたいと思ます。他にいかがでしょうか。語句等の、はい、高田さん。

高田委員

保障という言葉が2箇所あるのですが、保障の障はこの字ではない。

植木部会長

あっちの、言ベンの方ですか。すいません。なかなかワープロをきちんと使いこなせなくて。はい。他にどうでしょうか。抽象的であるということは私も十分認めております。これを財政ワーキングに送った場合には財政ワーキングも非常に困難、頭を抱えるであろうことも重々承知しております。当然その辺は、今後いろいろと財政ワーキング等々と話し合っていかなければならない部分もあろうかと思ますし、まずと

にかく上流部の部分については、なかなか確定しにくい点もございます。河川改修の部分であれば、幹事会とも前に話したのですが、ある程度の算定は出来るということなのですが、この上川流域の対策というのは流域全体にまたがる問題ですから、そうなりますとかなり曖昧な部分が出てきてしまうということでもあります。はい、五十嵐さん。はい、じゃ、語句の問題はこの辺でよろしいですかね。具体的に内容について話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

五十嵐委員

部会長案の取り扱いと今後の見通しなのですが、これと財政ワーキングのグループの資料をつけて公聴会に出してですね、公聴会の意見を合わせて部会報告を作ると言うことなのですが、最終的に出す部会報告はこれよりもっとうーんと具体化したものというイメージでしょうか。それともある程度こういって検討委員会に任せてですね、検討委員会で何かやるということなのか、そのイメージをはっきりさせて頂きたいというのが一つです。

2番目は今ものすごく財政ワーキンググループをどうチェックするかということなのですが、いろいろ検討するとか、配慮するとか、考慮するとかいうことになっているのですが、どの程度具体化するかということなのですが、例えば財政ワーキンググループで例えば農業利水に必要な溜池の大きさと工法と箇所を検討するとかいうようなこととか、或いは補助について新たに付加された治水機能を維持するために財政支援を検討するとかあるのですがね。適当というとおかしいのですがいい加減という意味じゃないですよ。想定されるある種の合理的なことを想定しないと、数字が出ないのです。その場合にある程度のことを想定して数字を書いてしまうという方向でいくのか、例えば今のところ費用が検討できないというふうにしてしまうのかあたりが2番目です。

3番目は行政に対する期待とか提案がいろいろありました。非常にいいことだと思うのですが、私自身は昨日もちょっと不謹慎なのですが、少し行政につらい発言をしてきました。いまもって基本的なところは変わっておりません。というのはどういうことかと言いますと、これ財政プロジェクトでみるとどの位なるのかわかりませんが、例えば費用の点で仮に概算をだしても、これ一つだけやれというのなら今の県の財政でも出来るでしょうけど、砥川、浅川があってたくさんでみると膨大な、おそらく一千億を超えるかもしれない費用となったときに実現可能性でいうと、非常に優先順位とか何かで先送りされる可能性があるわけです。その時にどのくらい行政の実行性を保証するかということを考えると、例えばこう答申を出しまして行政で検討しますというのではなくて、極端に言えば知事の判子でもつかせなければだめだというぐらいのことをやらないとだめじゃないかと私思っている部分もありまして、具体的なリアリティというものをどのように保証させるかというようなところがあるのです。念のために一つだけ参考までに皆さん方に御紹介しますと、黒沢川の場合、利水等を十分に確保されることを前提としてダムなし案に賛成することなのです。その利水等今イメージされているもの膨大な金額や法的な問題やいろんな問題がありまして、非常に困難なことなのです。ただそれが前提なものですから部会報告としては例えば1年とか2年内にも行政がそれを実行しなければ元のダム案に戻るという状況を作って部会の報告を出しますよ、というようなことを言っているわけです。ある種のリアリティを確保するための方策としてぎりぎりの線をこう言っているわけです。そういうことをこの上川のところでいろいろ提案されているところ、特に行政との関係とか、法的整備とかですね、責任補償体制などありましたけれども、これをどの位リアリティあるものとして出すのかという全体的なイメージについて、今言った3点についてですね、少し議論して頂ければありがたいということです。

植木部会長

はい。確かにその辺が非常にこうネックになっているわけでございます。可能な限りここで合意できた点で具体的なものが出せるのであれば私はそれは当然盛り込んでいくべきだと思っております。ただし、そのためには、やはりそれなりの現地検討会を踏まえて、やっていかざるを得ないだろうと考えております。確かに財政の面で考えるのならば財政ワーキングの方から考えるのであれば非常にやりにくい案だと私も感じております。そういう意味ではワーキンググループには大変申し訳ないなどは思っているのですが、ただしこれが我々の部会の中でどこまでそこを具体的に出来るかと言う問題もございます。それを具体的にせよというのであれば、可能な範囲でやるしかないとしか今の段階ではいえないということが1点でございます。

場合によっては抽象的なところで終わらせる文章であるかもしれない。そうすると算定不可能ということもありうるだろうと私は考えます。そういう意味では費用の具体性というものは出来るだけこれから公聴会も踏まえて、それから検討委員会とのキャッチボールもやろうと思っております。そういう中で具体的などころでいく部分があるならば具体的なものを出したいとしか私は今のところ言えないということでございます。はい、いかがでしょうか。はい、両角さん。

両角委員

今、部長さんのお示し頂いた案、今まで私たちが初回からいろいろな案を出しながら検討してきたすべてが盛り込まれていて、そしてみんなの気持ちが一層傾いてきたのが入っているなという感じでとても私はこの案は素晴らしいと思います。会長さんも仰っているように確かに抽象的ですけども抽象的であるからこそ、これがみんなにソフトに受け入れられるものだと思いますが、今、五十嵐さんが仰ったような財政的な裏付けがなければ何もきっと机上の夢で終わってしまっはなりませんので、こういう河川改修に対してひとつ五十嵐さんにお聞きしたいのはどの位のお金というのは出るようになるのでしょうかね。ちょっとそういうこともわかりませんし、それが1点と、私はこれをどれだけも具体的に実現していかないと上川の治水・利水の対策として生きていかないとということで先程ちょっとお話がありましたようにやっぱり優先順位を決めていく必要があると思うのですね。それにはやっぱり現地検討会なども設けながら一番最初に川を全部歩いただけですので、今度はまたイメージが全然変わってくると思うのですよ。自分たちでこれだけの机上で論議を致しましたので。そうすると優先順位も決まってくると思います。やっぱりリアリティにあれを確保していくとになると、それが必要だと思いますし、ここのところに今この1ページのところの神橋より下流域とそれから2番にある神橋より上流域の改修イメージ図を示して頂いてありますけれども、私本当に区別して考えないと神橋から下は昔でいう女性的、昔でいう男性的というように全く荒々しさとか川の形が違うわけですね。だからその所を考えてやっぱりいかないと、特にもう少し神橋より上流域はもうちょっと注文をつけたいなというところもありますので、やっぱりどこかでリアリティに実現に向けていくには現地検討会なども必要ではないかと、そして優先順位などを決めながらやっていくということも必要ではないかと思えます。以上です。

植木部長

はい、ありがとうございます。五十嵐さん、今のちょっと質問された部分が...

五十嵐委員

今まで、3つの川について財政に関するワーキンググループの報告をしております。砥川、浅川ですね。それから清川は、昨日行いました。黒沢川は、昨日保留にしてあります。その中で河川改修の方法についてはいくつか前提条件が付きまして。例えば現状の単価で計算するとか、或いは非常にザックリした図の中でやって実際はちょっと別のことやっているかもしれないけれども、図面でいえばこんなことを前提にしてあるといういくつか前提が付きましても、かなり具体的に河川改修に限っていえば算定致しました。しかし、例えば水利権の問題とか、或いは遊水地などが出てまいりますと全部買取方式にするのか或いは借地方式にするのか、或いは被害が発生した場合補償するという方法にするかによって大幅に値段が違って参ります。ですので、それについては算定不能というようなことをやります。それと今ここ代替案だけの検討ですけども、そもそもダム案と代替案でどちらが一体財政的に優れているかというふうなことになりますと維持管理費用とか、将来ダムなどについては堆砂で埋まるということもありまして撤去費用まで考えるかどうかまで考えると非常に難しいので、これは保留。今質問の中で一つだけ答えられれば、ある前提付きで河川改修についてはかなりリアリティのある財政報告をしていると、後はかなりのところが算定不能になっているということです。重要なことは、仰るとおりでとにかく昨日からずっとというか、ずっと行政に不信がありまして、抽象的などというのは長野県の行政はやらないのではないかと、ずっと不信があるので。だから出来るだけ私も部会の一員として言えば具体的に、これ何年以内とかいくらとか、誰が責任者とか、うまくいかない場合にはこうとやらないとなかなか。ちょっと余談になりますけれど、今、田中知事だからムードとしてやっていますけれど、仮に知事変わったらガッガッと戻るのではないかみたいな感じもありますけれどこれ100年計画ですからね、かなり具体的なリアリティのある答申をして具体的な行政の約束を

取って、議会で可決させると言うところまで持っていかないとなかなか大変だなと思って。今のままだとこれ役人答弁と一緒に、「種々ありがとうございました。宜しく。」と言われて、100年ほっとかかれてもなんと文句言えないというようなこともあるのではないかと正直思っているのです。出来るだけ具体化したいのですがなかなか難しいというところなのです。

植木部会長

はい。確かに優先順位を決めるというのも一つの手かと思います。それから、大体およその何年後にはこの辺までという話も必要かと。それから自ずと河川改修はやはり早めに行くのだからと思っております。で、河川改修中である程度50分の1の治水安全度の元で改修していくと、それなりに先程からいろんな議論があるように、結構いいところいけそうな部分もあるのですね。そうした場合に例えば遊水地が将来的に本当に必要かという問題もまだあるのだから私は思っております、基本的には。例えば田圃がうまくいけばですよ、田圃でいけばかなりの量なのです、実はこれが。このシステムをどう作るかがまた別問題として難しいのですが。そういうような段階を踏みながらやっていくしかないのだからというふうな。当面50年なら50年という将来計画の中で一応スケジュールはある程度こう見ていくとその中で優先的なものは当然、これとこれはまず最優先でしょうというような所はつけていきたいなというふうには思いますけれども。他にどうですか。ご意見、はい、清水さん。

清水委員

今言われているその優先順位をつけて整理するという事は、まず最初に必要だと思うのですよね。で、今までの議論の中では50分の1確率を目指す河川改修というのがまず前段、これはもう最優先でやると言うことで、それで足りない分をいろんな流域対策でやろうということだったように思うのです、今の議論の中では。当然、最優先で河川改修をやるわけですが、その場合でも今五十嵐さん言われたようにまだその話だけでは非常に抽象的で、もうちょっとつっこめば50年確率による流下能力不足の地点はここここという風に図上で明示されていますけれど、しかしこれも現状の河積、堆砂とかね、障害物をそのままにしておいた現状の河積で計算をされているので、まず正常な川と言いますかね、堆砂を除去した、最大限除去した状態で本当に流下能力不足のところがあるのかと言う点をやっていけば、多分今まで示された箇所もかなり減るだろうと、そういうことをもうちょっと具体的にしないとやっぱりまだまだ机上の空論的な部分があるのでもうちょっとそのあたりはやっぱりひとつひとつ詰めていく必要があると思うのです。今の議論の中でもはっきりしているのは河川改修をそういった形でやって流域対策としての水田とか森林の問題をやっていけば多分僕は最終的などうにもならない不足の分を遊水池とか遊水池でやると言うことになるだろうと思うので上川の場合はひょっとしたら要らなくなるだろうという風にも思っています。ただどうしても要るとしたらやっぱり遊水、特に遊水地ですね、遊水地の場合は幹事会なんかの考えですと2.5mの池を別の場所に掘って作るという風なことが主流のようですけれどもこれではあまりにお金がかかる、ダムよりもっと効率の悪い池なので、金がかかりすぎるのでこの河道、ないとこの前言いましたけれどもあれば河道兼用という風に訂正してもらいたいのですが、河道を含めた山間地の遊水地というようなお金もかからないし買い上げの必要もない、若干の樹木の損傷があればその補償だけでいいというような方法、お金の面でね、考えていくということも必要ではないかと思っておりますので、まずそういう優先度を決めて更に詰めていく。特に詰めるのは僕は河川改修だと。優先的に詰めて、これが確実に前川に渡って河川改修がきちんと出来るということをまず保証しなければ、後の問題につながっていかないのではないかと、思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。費用の問題に関しては、例えば河川改修については具体的な詰めを行って、これがいくら出るかというのは、幹事会でもある程度算定出来ますよね、河川改修の分は。それから、例えば田圃の問題ですが、現在ある田圃を利用するわけですから、これはむしろ費用がかかるというよりも皆様の協力をどうするかという方が大きいのではないかと思いますね。例えば、後ですか。後の工夫だとかですね。いつどういふような雨が降った場合にそれを流すだとか受け入れるだとかそういう問題ですね。そういう仕組みの問題がむしろ私は大きいかなと思っております。それから森林整備に関してはこれは林務部の方からずっと計画しておりましてこれはある程度の森林整備事業費ということで行うことは可能であります

からそれほど今のペースを莫大に増やすというのなら話は別ですが前回ですか、説明したようにですね。また新たな事業の展開があるということですから増えていく可能性はあるわけですね。従来よりも。それから問題はどうしても費用の算定が難しい或いはどこに設置するかという問題、遊水地、溜池の問題。溜池は、基本的には私は現在ある溜池を改修しましょうというのが前から出されている考えですからこの点はかなりの溜池があります。貯水池と言うのもありますね。そういったものを拡充というのですかね。改修することによって出来ると思います。もし新設するとしたら多分ここでいうならば、何でしたっけ、遊水地ですか。遊水地がもめるところかなというふうに思っています。いずれにせよ、具体的に出来る部分は具体的にして金額をはじき出すという事は当然やっていかなくてはいけないのかなと思っていますが。はい、高田さん。

高田委員

部会長が仰ったとおりだと思うのです。急ぐことと、急がないこと。一応ここに全部項目出ています。これで急ぐことの費用をですね、それを縦軸、横軸にして、それで例えば先程仰った森林の場合でも現にずっとやられています。多分長野県の場合は知事の肝いりで、他の県と違う体制を組まれているようで加速する方向になると思うのです。それはそれで現状よりしばらくたつともうちょっと施業面積が増えとか、それ位を入れてやってもいいと思うし、河川改修の場合はどこから手をつけるかと言うことですが、平凡に下流から手をつけて、上流の堆砂が非常に多いところはつまみ食いとしていくとか、そういうので常識的な年間の経費と行程計画というのは出来ると思うのです。他の川の問題もありますからこの部分は先送りとか、後で調整すればいいわけですからそういう形で出てくる。それで水田というのは私も期待しているのですが、ある一つの小流域に対してパイロットプラント的な形でどれくらいの流量が低下するかというそういう研究的な側面なんかを入れてパイロット地域を作っていただく。協力が得られるという事の方が多分時間がかかると思うので。経費の方はそれほどたいしたことはないかもしれませんが、面積あたりにして。そういう形で項目と経費、どれくらいの時間的な行程が書き上げられるのかとそういったものをずらっと書き並べてもらって、希望的な観測で30年たったらこれくらまでいけると、そういったものがあれば非常にわかりやすいと思うのです。先程五十嵐委員が言われたように算定不能のものもたくさんあると思うのです。それはちょっと置いておいてもいいと思うのです。それはどっちかといったらソフトウェアに関わる部分と持っているのです。方向性だけしか出ていないようなものは具体化するのにモデルを作らなければいけません。それまで出来ればいいのですけれど。

植木部会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、小松さん。

小松委員

2番の所の基本的な枠組みなのですからけれども、50分の1は河川改修でという書き方ではないのですけれども、大体こんなイメージではないかと。この裏に100分の1があるよと言う話が部会長さんありましたけれどもやっぱり100分の1に対してはどういう対応をするのだということをここに明記した方がいいのではないかと感じるかもしれませんが。よむ方ではこの後ろの方に水田のところに100分の1確率ということも書いてありますけれども、もともと100分の1でスタートしたのにそこはどうなっているのかと回答をここに入れた方がいいのではないかとこの風に思います。

植木部会長

確かに、先程言葉では100分の1というのが将来的な目標として描いているわけですね。その点の話はほとんどされてこなかった。どういうふうにかこうかと言うことも私自身も悩んだ所なので、実は。ですから口頭で言ったに留めちゃった訳なのですが。100分の1というイメージ、或いは対応というのは、そういったものもここに踏み込んでというか書き加えると言うことですよ、話としては。はい、高田さんどうぞ。

高田委員

先程も、清水さんが言われたようにこの件に関しては基本高水の問題が非常に大きい。それで現にそうい

う数字が出ているので、そういうことで基本高水は当面これでいってもいいのですけれども、検討の余地があるということをごっかに入れてもらえればいいと思います。

植木部会長

基本高水のことについては、ここで述べております。3の所の、2ページ目の真ん中よりちょっと下の所、です。「基本高水算定のためのより正確なデータを長期的に収集し精度の高い河川計画を確立するように努力する。」と入れておりますので、これがどれくらいが長期的かということになるのですが流量等の測定、雨量との関係によって、ある程度ここはこうではないかというものがでてくるのではないかと、その時点である程度100分の1のですね具体的な数字も描けるのだらうというふうに思うのですがね。100分の1ですか、例えば小松さんの所ということですね、基本的枠組みの中に入れてくださいということですね。この点に関して、いいですかこの…。はい、大西さん。

大西委員

- 1の所は、当面の河川改修は50分の1の確率の治水安全度ということですが、今小松さんの意見からすると、これは誤解を生むということにもなるので、ここのところは修正して、基本高水を100分の1の確率で具体的に、例えば神橋で $1120\text{ m}^3/\text{s}$ とするのか、或いは先程の $910\text{ m}^3/\text{s}$ とするかということは、今後の処理に残すとして、基本高水の具体的な数字は別として、100分の1の確立の治水安全度で流域対策および全川の河川改修をやるというのが合意点ですから、そのような表現だと思います。のそもその前提は、河川改修は、50分の1の確率の治水安全度、下流で言えば $1,130\text{ m}^3/\text{s}$ になり、これは県の言っている100分の1の確率の基本高水 $1,430\text{ m}^3/\text{s}$ のおよそ80%に相当するわけです。

植木部会長

80%ですね。

大西委員

80%程度です。そして、不足する20%程度の流域対策をこの-2でやるという事です。その辺の表現の整合性をやれば、あくまでも治水安全度について、上川部会は、住民に対して100分の1の確率の治水安全度を、今回実現すると、その具体化として河川改修で80%程度の基本高水は計算によるとこの50分の1の確率の治水安全度と言う表現にもなるのですね。この辺が誤解を生むのだったら修正をしてもらって高水の具体的な数字を、神橋基準点で $1,120\text{ m}^3/\text{s}$ にするか、例えば $910\text{ m}^3/\text{s}$ という話もありましたけれども、そういうことにするとか。上川の場合で言えば、諏訪湖から、雨量によって、岩井式で基本高水を幹事会が算定をして、今それが元にあるわけです。ところで今回、砥川や浅川も、これは全国的にそうなのですが、流量観測態勢が今まではなかった、ということで水位観測の新たな整備の予算を県会は砥川と浅川は可決をし、今後上川を含む他の河川についても同じような考え方で、知事や県は考えていくというのが今回の補正予算の意味だと思います。上川は水位観測所は糸萱橋と神橋に昭和63年に設置をされ、蓼科ダムを計画した当時はこの計器でも洪水量の算定に必要なデータはなかった、だから諏訪湖から、雨量を推計して基本高水を出さざるをえなかったということです。ですから水位観測所、この上川においても特に中流部、下流部においては設置をして、再検証するということが、客観的に今後出てくる訳です。部会長案の基本高水についての再検証という意味を私はこのように理解して納得をするわけです。今小松さんの心配するような住民に対する誤解を生むような表現については、調整をしていけばいいと思います。

植木部会長

イメージとしては、黒板に、前に幹事会の方で作って頂いたあのイメージをちょっと想定してもらえばいいのですが、こっちに時間を取るとします。そしてこっちに確率や治水安全度、キーですね。これを時間としましょう。そうした場合に50分の1がこのラインとします。それから100分の1がこのラインということにします。そうした場合に50分の1、100分の1の比較ですが、これは100分の1に対して50分の1は80%、8割ですということをもう既に持っているわけです。我々は今後50分の1を河川改修でいきたいと思いますということですから、これは現在地点であるならば徐々に河川改修がされていって約8

割はここで保つのだらうと。これは今まで言っているようにいつにするかという話があるわけですね。X年ですよね。一方で、流域対策としては すぐにできるものなら対応したいのですが多少いろんな整備等の関係上すぐにはいけません。これにこうつけ加わっていくのだらうと思うのです。それで将来的には100分の1に持っていくというこういう形になるんだらうというイメージをしていただければというふうに思いますけれども。そうですね。よろしいですか、これで。今ちょっと確認したので。はい、小平さん。

小平委員

ですから、文章的には私こう思うのです。大きい の2のところ、それが最後の20%の対策だと思えますので。「流域の治水対策は総合的・多面的視点より検討し、特に水田、遊水地・溜池、森林等を中心に有効と思われる諸対策を積極的に進め、100分の1の確率の総合治水に対応する。」とここへ入れれば十分じゃないかという気がするのですけれども。

植木部会長

ありがとうございます。それでもいいですね。どうですか、小松さん。今みたいな表現だといいですかね。はい、わかりました。他にいかがですか。はい、五十嵐さん。

五十嵐委員

私午後早く欠席するものですから、財政ワーキンググループのお願いをしたいということと、それから全体的な感想を述べさせて頂きたいと思えます。他の部会と比べてここは非常に前向きで積極的で、非常にいい部会だと思えます。それで是非長野モデルを発信してもらいたいというふうに思っているのです。その際、このグラフでいきますとですね。ただこれ、ちょっと幹事の方に、聞きたいのですけれども私の計算でいきますとこれ本当に…。ちょっとよろしいですか。

植木部会長

はい、いいです。

五十嵐委員

県の河川課が持っている予算というのは、県単独で言うと年間で29億でしたね。そうですね。それが段々縮小傾向にいくと言うのは事実ですね。更にその3分の1位はもう既に維持費用で使えないと、裁量性があるところというのは29億の3分の2、20億ぐらいになるのです。それがどんどん減っていきますね。そうすると、今まではダムがあったものだからあまり河川改修をよくやらなかったのだと思いますが、今後具体的に補充を合わせてどの位予算を割けるのでしょうかということなのです。しかも、浅川と砥川がかなり緊急性があるし。浅川にいても僕らの代替案でも100億を超えるのです。砥川でも何十億でしたっけ。それで正直言ってこのスタート、現実リアリティのある話をしますと、非常に遅れるし、これペースがあがらないと思っているのですよ。財政的にいうと、ずうっとこのチンタラチンタラチンタラ、ズルズルッという感じのイメージ、そういうイメージなのです。それで長野モデル発信して頂きたいと赤線をどんどんね、それこそ住民参加とか先程清水さんが言った方法でですね、やっぱりどんどんこれ積極的に展開すると、まずとりあえずこちら側からだって実際はね、イメージなんです。これをうんと具体化して理論的にはこういう話なのですけれど、現実には僕は人を信頼しない訳じゃない、財政が信頼できない、来年破産しちゃうのです、このままいくとですよ、再来年。とってこんな費用出せないわけ。だから僕はどの河川も上がらないと思ってるのです。こっちの方を少し具体化して、これどんどんやれということでそれを強烈にこう発信して頂いて全9つのダムについてもやはり長野、残念なことと言いますかいろいろ経緯ありまして正直言って浅川・砥川の長野モデルってあまりうまく発信できていないのですよね。これなどはどこでもやれるし全国でも非常に参考になるし、住民がまさに生き生き出来ることですからね。これをちょっと具体化してどんどん発信してもらえないかと言う感じがしているのです。

植木部会長

はい、ありがとうございます。はい、小松さん。

小松委員

今回の場合は対策についてね、いろいろ考えているわけですがけれども、今の話の中にも結局出来てもね維持管理しないと堆砂したり或いは費用が大きくなったりして駄目なので、この枠組みの中にもね、将来的に維持管理もしていくのだと、それで必要やるのだと言うような言葉を是非入れてもらいたと思いますけれども。

植木部会長

私は、それは当然だと思います。維持管理は前提として考えています。ただ文章的に入っていないので確かにそれは入れておきます。はい、他にいかがでしょうか。はい、清水さん。

清水委員

五十嵐さんのお話を聞いていると少しまた視点を変えなければいけないかなと思うのですけれど、僕らは単純にダムをやれば300億か400億かかるのだからいくら何でも70億80億100億くらいは上川にも投下されるのかなとそういうイメージでいたのですよ。そうすれば多少河川改修もいくのだと思ったのですが、そういう状況にはないというのであればちょっと僕らの観点もね、これからの検討では変えていかなくてはならないと思うのです。だから先程も言いました河川改修についてもね、とにかく改修という考えよりも元の川に戻すのがまず先決の堆砂状況とかね。ただ僕らそれだけでもきちんと上川全川にやればね、かなり住民も安心するし、やたら川幅埋めてあたり広くしたりしなくてもね、今の上川というのは僕は非常にいい川だと思っています。きちんとさえすればかなりそれで安心はするのではないかという風に思っています。そういう観点でこれからまた違った意味合いで検討を進めていかなくてはいけないかなという風に思っています。

植木部会長

はい、ありがとうございます。はい、藤澤さん。

藤澤委員

今の五十嵐委員の話聞いていて、それで問題を解決するのは行政の側の話だと思いますけれども、ダムで300億出すのだったらゴーサイン出ればすぐ出すよと、しかし、私も100億も200億もかかるとはどう素人考えで見ても上川の少なくとも基本高水の1130とったとしてもそこへ到達するのに100億を超えなんて言うことは、あり得ないと思うのです。ですから、ちんたらちんたら5億つくか10億つくかという話になっていくとこれはまったく変な話だと思うんですよね。ここではなじまないかもしれないけれども別のところで私は、大問題にすべき問題だと思っておりまして、それから先ほどグンベルで計算した50分の1の910というのをここに線を引いてみると先ほど示された130というのはいくらでも大部分過ぎちゃっている訳なんですよね。

910は100分の1ですか。そうするとグンベルの100分の1をもうほとんど超えているところがありますよね。910と引くと。そうすると、かなりこれは全国的な問題として河川改修の視点、それこそ上川流域だけでなく、日本国全土の住民の財産や生命を守るという視点にたった点をやはり長野県知事だけでなく、全体がもう少し立って、そういう視点や発想をここから、上川部会はいいところだという評価を受けましたけれども、発信するというをおおいにやらなければならないと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。おおよそ、意見が出ているかと思えます。ただ、ここは重要な問題ですので、ご意見を皆さんからお聞きしたいと思います。柳平さん、どのようにお考えでしょうか。

柳平委員

実にいい案を提案していただいて、これですべて網羅されたように思います。その中でだんだんと掘り下げていったなかで、五十嵐さんのお話を聞くなかで落ち込んでしまった事点が多く出たんですけど、やはりこ

れは、ダムを取り下げてということでもありますので、その代替はこれでやっていくという、みんなが強い意志表示をされた結果ですので、むしろ旗立てても知事に詰め寄るといふそういう強い意志をみんながもたないとこれはほんとに宝の持ち腐れで、何年経ってもやってもらえない、ましてや諏訪湖の自然を守ろうなんて上手なことをいわれても、結局、地域的な立場であって、非常に不利であると私はほんとに感じました。これはみんなの意思を統一したなかで、地域を上げてむしろ旗立てても知事に折衝するという意気込みは必要だと思いました。

植木部会長

はい、ありがとうございました。小平さんいかがでしょうか。

小平委員

私も、この案を見させていただいて今まで何回かやってきた検討委員会のまとめということでは素晴らしいなと思っています。それで、財政のことを五十嵐先生が言われたように、河川の部分でも最優先していくというのをそこを決めたほうがいいと思いますし、それから田んぼの新しい考え方については、私も地元の方たちに何人か話しましたが、ほんとに既存のものを最大限に活用するというで、今の日本の経済にマッチして、特に今、農業を担っているのは女性なんですけれども、その方たちの賛同を得ることができましたし、お金はほんとに掛からないとすることを言いたいと思います。あとの整理だけをしていただければいいということです。

植木部会長

はい、ありがとうございます。五味さんいかがでしょうか。

五味委員

今、一番話題になっている財政に関する問題。これは私、前に発言したことがあります、ここに出されてきた橋梁は、下のほうで恐らく3くらい、プラスアルファ私は念頭にあります。橋3つ。上のほうで、まあ限り無しだけれど、小さいものが多いものですから限り無しだけれど、少なくとも2つか3つ、こう言うことですね。仮に6つくらいを念頭において、下は長い、上は短いなどを考えて1つ2億円くらいでできそうだという試算をして、私この前発表したんです。そうすると10億なんです。これくらいは、頂かないといけないこう思っているんです。

例えば、20年くらいで10億といいますが、2億ですから、こういうものだけですね。これが一つですから、これはもう柳平さんがおっしゃるようになってむしろ旗であろうと、陳情であろうと、住民討論であろうと、実現する方向で住民の皆さんのご論議を頂きたいと私はそう思っています。

たった2億円なんですよ。それをですね、まだ割って頂きたいんです。多様な流域なんです。だから、これを20ぐらいに割ると1千万なんですよ。この前、新聞で発表されたその辺の河川敷の河床掘削というんでしょうか、それをやっていた入札の新聞情報を見ますと、私直接、お聞きしなかったですけど、800万でしたか、何しろ数百万なんです。そういうのを早く出して頂くというのは、そんな大きな金じゃないというふうに思います。砥川とか浅川は大工事をやって、河川改修という意味があると思いますが、私どもの言っているのは小さな改修の積み重ねでできる改修だという特徴をつかんで頂きたいという風に思っています。

あそこのぎざぎざで、予算では小さなぎざぎざなんです。流下能力では上がやる黄色線なんです。そういうご理解を頂いて財政検討をお願いしたいと、これが財政の問題の一つなんです。

それから私、基本方向の第一にですね、下のほうで環境整備がありますが、発想の元はですね、環境保全、総合治水の中身は治水と利水とその環境保全の対策と、新しい発想の意味でも是非、対策が環境にあるという河川法の中身でもありますし、中央の河川審議会の方向でもあると思うものですから、ややダブルことがあるとなると表現を下の環境整備を生活環境、都市環境、住宅環境などに含めて頂いて、上は対策ですから水路の対策は基本的に環境を入れて頂きたい。これは私の意見です。

それから、ちょっと長くなって恐縮ですが、3番目にですね、ここへどう入れるかがあると思いますし、幹事の皆さんにお知恵を出して頂きたい問題としてですね、川の姿が出ないと住民は指示できないと思うん

です。一言でいえば今までの上川を中心にしたこの周辺の川はですね、閉鎖されて、川を閉じ込めてきた治水対策が基本だったと思うんです。新しい時代はね、住民に開放したり、住民に親しまれたり、利用される川の部分をたくさん作っていくのがこれからの課題だと思ひまして、その面では、諏訪湖をもう一度見直すことも必要ですが、今回はこれをやるわけにはいきませんが、それぞれのところにですね、植物、動物、小さな動物、それから魚、鳥などのイメージがそれぞれ違うんです。上川は多様であるがために。そういうところをそれぞれ配慮して頂きたいとそういう風に思って、上川の姿についてちょっと今、動物面からふれましたけれど、それはですね、石の積み方から護岸の作り方でみんな関係するんです。

ちょっと長くなるんですが、私いくつか本を持ってきているんです。発言が長くなりますからあれしませんが、つまり、川の姿、上川の姿を変えて頂きたい。これは相当、発想を替えて頂かないとなかなかできない。これが一つ。

最後にもう一つ言わせてください。この部会では、蓼科ダムはどうして作らなくなったのか論議していません。これも答えなくてはならない一つだと思うんです。住民にですね。どういう風に整理するかは別として、文書でここに書くかも別ですけど。これについて私の私見を申し上げますと、ダムそのものが要らなかったです。一番近くの人がこのダムに恐さを感じて反対運動が起こってますね。蓼科ダムそのものの計画に問題があった。貯水池としての役割が何にもない、それから水も利用しない、悪い水だったんですね。それに自然破壊した、等など。こういう意味で蓼科ダムそのものがあまりにもひどかった。私にとっては、そう思いますので、この点も住民の皆さんに説明しておかなければいけない内容だと思います。

3 番目はですね、この計画がやはり地域にあってなかったんです。説明されていなかったんです。地元の人が終わってしまったら黙っちゃって、つまり土地を売ってしまったものですから黙って終わったんですけど、あるいは関係土地を利用したから終わってしまったんですけど、まわりの人は知らないからあんなの知らない、こういうことなんです。

それから、4 番目、財政問題はびっくりしましたね。とてもこんなでかい金、あんな山にたくさん作るんなら、下の、先ほど申し上げました橋だけでも 10 数億なのに、その何十倍にもなるものを山に作るということでもめました。財政問題があります。

もう一つは、やはり、時代遅れになったと思います。ダムってものが、地域なり、社会なり、日本の時代遅れになってしまった。こういう風に思ってですね、何しろ治水の問題で私がびっくりしたのは、ちょっと長くなって恐縮ですが、もう最後ですが、私が計算しても、後の報告でお聞きしてもですね、70 分の 1 しか関係ない流域から見まして、そこへダムを作ったんです。等など、ちょっと不合理がありますので私は最終的には、蓼科ダム中止の意見を申し上げましたが、理由が分かるような方法等、部会長さんあるなら別にですね、対策とは別に説明になるものも持って頂くか、作って頂くかお願いしたらと思います。

植木部会長

その点に関しては、私は今、考えておりません。蓼科ダムに対する不要の説明は考えておりません。

五味委員

ついでですから、どうしてでしょう。

植木部会長

この問題に関しては、それぞれの立場がかなり違うというふうに考えておりますので、それを議論するなら、かなりの時間を費やさざるを得ないと考えておりますので、現段階ではそれを詰めていくというふうには考えておりません。

五味委員

でも、それぞれ聞かれたらどうします。

植木部会長

聞かれたならば、それぞれの考え方がありますから、私は私の考え方で言うだろうし、他の方は他の方の意見があるということで理解せざるを得ないんじゃないですかね。

五味委員

結構ですけれども、私が先ほど申し上げた理由をもう少し肉付けたいが、ここではまとめないけども、保留のままという訳にはいかないように私は思いましたが。まとめろとまでは申し上げません。

植木部会長

はい、ありがとうございます。だいたい、皆さんの意見を頂戴しました。この基本案に対する反対の意見は出なかったと思います。

最後に、この案に対して皆さんの判断を仰ぎたいと思いますが、今日出しましたこの部会長案について、今後、基本的にこの方向で進めていってよろしいでしょうか。はい、この案は認められたということで了解いたします。時間が長くなりました。昼ですね。午後にはもう少し詰めるべきところがあるかと思えます。その点を含めてやりたいと思います。1時半から再開いたします。

(昼休み 12:30~13:30)

植木部会長

それでは、午後の話し合いに入りたいと思います。午前中、基本案をお認め頂きありがとうございました。ご協力に感謝申し上げますところでございます。この基本案はいくつかの部分的な修正が必要であろうということが委員さんから出されております。で、これは次回、正式なものとして皆様に、基本はこれでいきますけれども、多少の部分は直して次回にお渡しいたします。

それで、30日に公聴会があります。次回はその公聴会に向けた部会の内容の詰めということになっております。次回に向けてどういったものを、公聴会に出すかということについて、少し議論したいなと思えます。要するに、公聴会に向けた案のそのまた案というんですか、少しそこを詰めていきたい。もし、その点も部会長のほうに任せるといのであれば、別に議論することはないんでしょうけど。いかがでしょうか。

あるいは今日、午前中にですね、話せなかった部分でこの辺も公聴会のなかには是非とも必要だと、基本的にはこの案をベースに話していく訳ですが、是非必要な部分があるといのであれば、それは細かい部分ではなくて、おおよその部分で出していただければというふうに思えますけれども、いかがでしょうか。

はい、小平さん。

小平委員

先ほどからもそこに図がかいてありますけれども、第7回上川部会の資料にX年度と確率の資料が出されておりますね。その遊水地を今度は田んぼのほ場整備済み田んぼの貯水ということで書き換えて、更にここから委員に出して貰って、これからやっていく進行の計画表も付け加えたほうがいいんじゃないかという意見です。あまり詳しい何年度とかというのじゃなくて、X年でいいと思うんです。

植木部会長

ですから、優先的なものをある程度、整理していったらいいんじゃないかということですよ。その遊水地という部分に対しても、午前中に出されました田んぼだとか、いろいろあるよというところも付け加えた図にしていってくださいということですね。そういう図を作ってくれということですね。

優先の話はあとで議論しますけれども、いかがですか他に。

五十嵐さん。

五十嵐委員

私はライン川の世界の河川のコントロールがどうなっているかということをお聞きしました。遊水地と関連しまして、こういうアイデアをするときにどういう問題があるのか、どういうことをすればいいのかということをお聞きしたいと思います。

川というのはあふれることも前提にするんですね。こういうふうに堤防がライン川にあります。2mぐらいゲートにするんです。一番直近は、行政が買収するんです。こちらは、田んぼとか畑だとして、これを買

収する。あるいは賃貸でもいいんでしょうか。こちらのほうを溢れて使う。氾濫原という言い方をしているんですけど、どうだろうかと言うことなんです。これをやれば、遊水地もほとんど要らないし、ダムもほとんど要らないです。多分、これを壊すのは 50 年に 1 回とかそういうものですから、普段は普通に使えている。小さな堤防に穴をあけると逆に考えて氾濫させるというイメージが応用できないかとどうかと、費用もうんと少ないし、普通は全然、使えるし、いざという時に大量の水をプールできると言うことです。

水を試験的に入れたら、全く新しい森林蘇るということがありまして、地域住民の人たちもそれ自体が楽しいということを言っておりましたので、こんな案なども考えて頂いて、先ほどご飯を食べながらいっていましたが、これは是非ね、優先的なものをもって OK であれば、なにがなんでもやって頂くと、こういうことを河川に足していけば非常にいいアイデアが豊かになっていくのではないかとということです。生き生きしたことを考えて頂ければ。

今までの財政試算で行きますと、遊水地というのがあります。ここに何ヘクタールかを買って、どーんと穴を掘って、コンクリートで埋めて貯める。こういう発想なんです。これをやるとダムよりはるかに、別のダムを作るような話ですから、ものすごい金がかかるし、買収できるかどうかという、こういう議論ばかりしている訳。地権者も分からないし、いくらかかるかも分からないし、いくらやっても数字のうえでは何億かは出ますけれども、意味がないですよ、多分。

こういうイメージでいろんなアイデアを出しあって、それが部会報告になって、答申になって、うちでは優先でこれをやるということを決めて頂ければですね、非常に生き生きとして今回のイメージが行き渡るじゃないかと思います。

植木部会長

ありがとうございました。まあ、基本的な方向が決まった訳ですから、いろんなアイデアや夢を語りたいたいという気もする訳です。何か、従来のものと対立しながら、消耗しながらやっていたというところもあった訳ですが、できればこれから我々が作っていくんだというような、しかも基本的には住民が自ら参画していくんだという考え方を是非入れながら、この流域というものを考えていければというふうに思っていますが、今の五十嵐さんの考え方も有効な考え方なんだろうという気がします。こういった考え方もどうだろうかと次回は少し詰めることになるかと思いますが、もし、こういったことがあるんだということであればアイデアを出してもらっても結構だと思うんですけど。

どうですか。突然こういうような形で聞かれても難しい部分があるかと思いますが。はい、高田さん。

高田委員

現地を見てみないとちょっと分からないですけど、今の案というのは普通にあるんで、地元の協力がどれくらい得られるかです。運動公園のいうのがありますね、こういうとこを地形的に河床より低かったら、どこかで紹介された運動公園があるわけですから、水田というのも非常に有効だし、運動公園というのも同じような形で。これは地方自治体と住民の協力ということですよ。だから、そういうアイデアをこれから出して、これは出来るか出来ないか、そういうのを煮詰めていったらいいと思うんです。

植木部会長

他にどうですか。まあ、この氾濫原問題は、多分、今後の流域の対策の一つとして、遊水地の延長として我々は考えてもいいのかなと思います。案としては遊水地もという、ため池とか遊水地もということも今後、考えていこうと。その具体的考え方として、こういう氾濫原というものもひとつ考えていこうということですよ。他にどうでしょうか。

高田委員

さっき、五味さんが言われた、清水さんは前から言われておりますけれども、長谷工問題です。これは公聴会では、質問の中心にはならないけど、避けて通れないと思うんです。先ほど、部会長が言われたようにあのダムが要るか要らないかという問題と直結で、部会のなかではあまり触れたくないという暗黙の了解があるように思いますし、それはそれでいいと思うんです。県に任すのは先ほど皆さんが合意した。県のほうはこれをどう考えているかということをお聞きしたいんです。分かっている範囲でいいから、参考のために

お聞きしたいと思うんです。

植木部会長

長谷工問題ですね。先ほど五味さんから言われました。皆さんがこの点に関して議論を深めたというのであれば、私はやっても構わないと思います。ただ、それをどこまで深めるかというのは非常に限界があると私は思っています。

五十嵐委員

非常に気になっていることがあって、何故、私が上川の部会かという、実は長谷工と訴訟があるかもしれないなと思っていて、たまたま職業が弁護士だからちょっと居たほうがいいのかなと思って推薦されたか希望したかが入ってきたんです。ただ、部会として扱うのはもちろん結構なんですけど、ただ県に一任するというと問題が解決するかというとそうではなくて、実は複雑な利害関係がありますし、誰かがどこかで処理して方向性を示すべきだと私は思います。

この1件がどうというのではないんですけど、契約を解除するのかどうか基本的に。負担金を返すだけじゃないんです。2百何十ヘクタールですよ。しかも財産区の土地を借りているということですから、地域経済に決定的影響じゃないですか。開発をやめるにしても、やるにしても、それを全く抜きにして、こうスーッと川だけといえるかどうか。問題だからどっかで幹事会のほうも報告を、ここまで進んでいるとか明らかにしていけないと住民もたまったものじゃないですよ、と私は思っています。

植木部会長

午前中の話では、地目の変更、それから跡地利用については、抽象的に書いております。そういうような形になった場合にどうするのか。超えなきゃならないハードルもあるでしょうし・・・

五十嵐委員

実はこれも法的にちゃんという、既に使っている補助金を返還しなきゃいけないかどうかという、まったく同じ問題が出てきて、これも併せて本当は考えなきゃいけないことなんです。おそらくダム用地として買った補助金については、地目変更をしたら一応筋道としては返せという話なんです。返すかどうかはわかりませんが、そういうこともあるという前提。どっかで共有しておいて移動する。共有するというとは最低限必要だと思います。

植木部会長

はい、分かりました。それではダム跡地利用の問題がでできますね、当然。その点について幹事会のほうから現段階で、どのような認識というか、或いは問題点だとかですね、そのようなものを説明して頂きたいのですが、宜しいでしょうか。

はい、幹事会。

河川課 小平技術専門幹兼治水係長

ダムの買収済みの用地の話なんですけども、現在、治水用地として買収しております。今後、検討委員会でどんな方針が出るか分かりませんが、その方針が出た段階で県のほうとしてはその跡地問題に入りたいと考えております。

先ほど、五十嵐委員が申しあげましたように、目的を河川用地として買収しておりますので、これを違う目的で今後、使っていくについては、何らかの補助金返還だとか、そういった手続きが出てくるのが考えられます。

植木部会長

はい、具体的な跡地の利用が決まってから進めるということですか。

河川課 小平技術専門幹兼治水係長

検討委員会で蓼科ダムをどうするか、答申が出された後、具体的な検討に入っていくと考えております。

植木部会長

この問題について何かご意見がありますか。はい、小松さん。

小松委員

直接、上川の治水利水の対策とはちょっと趣が違うと思います。ここのところではですね、対策としてダムは要らないよという結論が出つつあるわけなんですけど。その結論まで出せばいいんじゃないかと。我々がダムの跡地とか、あるいは長谷工について県に対してこうしてくれというのは関係者がお互いに集まってやってくれればいいんじゃないかというふうになんとか思いますけれども。

植木部会長

私も基本的にそう思っていますけれども、ただこの問題についてはある部分までは共有しておくべき内容でもあるのかなと思います。みんな点でばらばらにこういうふうに思っているかもしれませんが、そのところを少し皆さんの中で整理できれば、ただし、それ以上は深められないだろうと思っていますので、今の高田さん、午前の五味さんから指摘されておりましたので、今、幹事会のほうでどう思っているのかなということ伺ってみました訳ですけどね。

もう少しですね、これについては結論云々じゃなくてどういうふうにこれを捉えたらいいのかという点ではばらばらの認識でしょうから少しその辺をこういう実態なんだ、こういう状況なんだということはある程度、ちょっとでも深めて皆さんが同じような認識を持ればということではちょっと行きたいなと思うんですが、いいですか。はい、清水さん。

清水委員

直接的なことを考えれば、ダムを作るのか作らないのかということまで議論はおしまいというふうな感じはするんですが、ただ、私も地元で私自身もダムの本体予定地の地権者なんです。地元としての考え方をいうと、当然、長谷工の問題もダムに絡んでまして、ここ 10 数年に渡って振り回されてきたんですよ。正確にいうと蓼科ダムの場合は 20 数年前から地元を引きずり回してきたと。そのダムの問題を中心にして地元のいろんな部落のなかで対立が生まれたり、いろんなことがあった訳ですよ。ほとんど、地域の問題の中心をなしてきた問題として随分振り回されて、ある村ではこれに絡んだ財産区の紛争まで起こって、1人自殺してしまったというほどの深刻な問題を地元で与えてきたんです。そういう点から考えると我々が1年掛かって議論してきてダムに関しては一番最後の結論は、ダムは中止と。あとは関係者でなんとかしろでは、地元としては納得できない。だいたい我々を含めてですよ、今まで振り回してきておいてダムはおしまいとあとは何とかしろじゃ、これは納得のできる話じゃないです。やはり、一致するかしないかは別にして、ここでもきちんとその後の問題もある程度の議論をして、理解を深めて、いくつかの案があるのならあるで、やはり、県に上げていくべきだと私はそう思います。決して、ここで尻切れトンボであとは勝手にしろでは地元は絶対納得しない。そう思います。

植木部会長

はい、小松さん。

小松委員

ダムの跡地とかね、長谷工が上川の治水とか利水に関係してこれからも大きく検討しなければならないという場面であれば、ここでの議論は必要であると思います。我々が地元のいろいろの問題に対して、口を出すこと自身のほうがおこがましいような気がして、ここでは我々は口を出せないんじゃないかという気がしています。

植木部会長

はい、五味さんいかがですか。もう一度振りますが。

五味委員

非常に難しい問題だと思います。問題のポイントはですね、まず、この用地がぼっと出てきているというふうにごちらさんの諏訪市の方も、茅野市の多くの人も感じていると思うんです。この用地が私どもやっとここで審議をして頂いて、幹事会の皆さんにご説明頂いて、あれが川であると、こういう理解がここへきて初めて知りました。山であったり田んぼのままかなと、裸になったのはおかしいなという感じだったものですかね。だからそこへきた経過は私からみますとね、県がやって頂いてんだから、あとは県が最善をつくす措置をとって住民合意、議会の処理、県議会の処理などをして頂ければ一番いいんです。

それに対して口をはさむということは、元に戻して頂戴ということだと思うんですね。私の気持ちは、多くの人は、だから、とても立ち入るのは難しい問題だと。そういう意味では小松さんのような気持ちです。一方、色々な人の話を聞いてみますとここでは大混乱があった地元地域があるわけです。だから、この人たちに対しては、私たちは、こういう気持ちでしたよと、できたら説明したい。私はあのダムは要らなかったと申しあげましたけれど、できたら何らかの意味を私たちみんなが合意する点で、こんなふうなダムと判断しましたよと、こういうものを言って頂ければ一番ありがたい。とても、悩みます。

それから、長谷工さんとの関係は、まず、経済的といえますか資金的といえますか、そういう処理は合理的に、あるいは公平に客観的にやって頂くという前提に立てば、やはり、民間会社の経営に立ち入る部分がありますね。これについては私たちは立ち入らないほうがいいと私は思っています。

それから、第三セクターの茅野市の関係している、今日は市町村はおいでにならないですが、これは茅野市にちゃんと議会もありますしね、審議する場所もあるんですから、当然、適宜判断して頂けると思っています。その意味で長谷工さんとそれから茅野市に関係する開発公社の関係とは、私共は、発言しなくていいと思っています、ここは、私はですよ。だから、残っているのは跡地の問題に対してですね、どこまで踏み込むかとかこういうことだと思います。踏み込むといってもこうしろということじゃないと思うんですがね。委員会としてはこういう方向がいくつか出ました、あるいはまとまりました。こういう風にすることが出来れば一番いいと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。はい、清水さん。

清水委員

私は、この部会長案の最初の2 - 4ですか、跡地問題に関する蓼科ダム建設計画は中止とし、跡地利用を再検討するという、この文面全然構わないんで、これを今、先ほど五十嵐さんに言われたように再検討という部分を全部、県に任せてという云々という話の中で、この部会でも私案として新しいダムを出してあるので、こういう方法もあるじゃないかということが県のほうに伝わればそれで十分いいんじゃないかと思いません。

それから、長谷工については、何か長谷工の件を議論すると民間会社の経営に立ち入るような錯覚があるんですが、しかし、長谷工側のほうから既にこうしてほしいという要望がでていって我々はその要望を、はいそのとおりと言えば済むことなんで、経営問題について、例えば長谷工が今、賃貸して開発しようとしている奥蓼科開発について云々するということじゃ全くないんで、あとのことは長谷工が自分で決定することであって、ただダムに関する部分の分担金をもはや支払っていると調整池をどうするかという点でダムとは切り離して、切り離せば当然、約束された調整池が出来ないわけですから、分担金は当然返さなきゃいけないし、返さなきゃ詐欺になるんで、私は長谷工問題に関しては、長谷工が要求しているとおりにすることで全然、経営に関わることはないし、全然問題はないと思います。以上です。

植木部会長

ちょっと、幹事会にお尋ねしますが、長谷工側としては分担金を返してほしいと。或いは、二つぐらいありましたね、以前、知事に対して要望があったのは。

一つは県が責任を持って跡地を整備していくのかという問題と、そうでなければ分担金を返してくれという確か2点のような気がしたんですが、そういう認識でいいですか。

それが、9月までに回答をもらいたいような、確か春の時点ですよ。第1回か2回目の時に出たような気がするんですが、申し訳ありません、もう一度確認したいと思います。

河川課 小平技術専門幹兼治水係長

確か長谷工さんは、4月に1回、県の方にお見えになりました。4月にお見えになりまして、長谷工さんから要請を頂いております。県としましては、この検討委員会及び上川部会のダム建設に関する方針を7月25日の検討委員会におきまして、委員会及び部会の審議を9月1日の知事選まで中断することが決定されましたから、上川部会が目標としていました8月末までの委員会への部会報告が出来ない状況になりましたと、こういうことでご要請のありました9月までの方針決定は不可能な状態になっておりますとこういうご報告をしております。

植木部会長

で、長谷工からの要求はどのような要求でしたか。県への要求は。

河川課 小平技術専門幹兼治水係長

長谷工さんからの要求は、調整池を作るか、金を返還するかの二者択一についての結論を2月の段階ですけども、3月までに出してほしいという要請がございました。

植木部会長

はい、ありがとうございました。確かこの2点が長谷工さんからの要求だった。それに対してまだ、それは現在保留という状態ですよ。要するに。はい、藤澤さん。

藤澤委員

今年2月以降の話は、今、幹事会の話でわかりましたけれども、確か、平成3年だったですか、あの時にこの計画に長谷工さんに乗ってこいよということで契約を結びましたよね。第三セクターで。その時に、計画がうまくいかなかったら返すというようなそういう契約になっていたかどうかです。確か、今の時点の2月のところではね、できなければ返してくれという言い分はわかりますけど、平成3年の契約にそういう条項がなかったように記憶しているんですけども。うまくいけば10何億ですか、11億だか出します。それに基づいて今まで8億6千万だか出した訳なんですよ。だから、それがうまくいかなかった場合はそれを返さなきゃいけないという約款にはなっていなかったと思うんですけど、いかがですかね。

植木部会長

はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

確か、内容のあとのほうに疑義が生じた場合はその都度、協議するという項目があったかと思います。ですから、その時点ですすねお互いに協議していかなくてはいけないという風に考えております。

植木部会長

そうしますと、向こうの提案としては2つあると、それについて協議はこれからするんだということになりますね。場合によっては、その2つの案以外になる可能性があるということですよ、含みとしては。はい、清水さん。

清水委員

長谷工からの要求というのはその2つというように記憶しています。その前の段階で僕らが県といろんな交渉するなかでも、県はダムができて返さないということは明快にっていましたけれども、僕らはダムの反対運動の中では返すべきだと、できないものをただ金を取ってすむんじゃない、一般常識から考えても詐欺じゃないかという話をしてきた訳で、この部会が始まったときに冒頭にその長谷工問題がでて、そこで

県にそういう要望が出ているということで、県の方では上川部会が始まっているので、上川部会での結論をしたいというふうなニュアンスだったんですよね。確か、浜部会長の時の部会の論点のなかにも入っていて、ただ、前段ではやらないと、ダムの問題を含めて詰めていったのちに長谷工の問題は部会として結論を出さなければいけないという、これはね、どこの議事録にあったかちょっと覚えがありませんが、そういうことで進めてきたんですよ。今、幹事会がいうように途中で中断ということになってしまったんで9月には結論を出すという話は、それで中断してしまったと、いうことで経過から見ても上川部会がある一定の方向を出さなければここで出すのか、最終的には県の検討委員会で出すべきでしょうけど、やはり、ここに科せられた形で今まで経過してきたというふうに考えるのが、僕は順当だと思うんですけどね。

植木部会長

はい、小松さん。

小松委員

長谷工のほうはですね、県に対していろいろやっている訳で、上川部会に対してやっている訳ではないと思います。多分、宛名が県になっているんじゃないかと思います。だから、我々は県が判断できる材料をここでもって検討するばいじゃないかということで、県が判断できる材料というのは、蓼科ダムを止めるということが県が判断できる材料であって、それ以外の結論を我々は出せないのではないかと思うんですけど。結局、部会長案として出てきてます県に一任するということがありますけども、県のどこに一任するということもありますけれども、この文書で、私はいいじゃないかというふうに思います。

植木部会長

この部会の流れからいうならば、前部会長はこの話をするという話でしたか、そうですか、論点になっていたんですか。はい、五味さん。

五味委員

論点というか。結論を出すということになったと思うんですよね。この結論は、小松さんが言うように、ダムを中止するという結論を持てば、それに応じた答えをするんで、それで私はいいと思いますから、清水さんがその先、どういうふうに整理しておきたいとおっしゃるかは分からないけど、一番の答えはダムを中止するという答えだったと思いますので、そういう返事を県からして頂ければ、そこから県と長谷工さんは折衝されるところということだと思うんですね。私はそう思ってきました。

植木部会長

私もそういうような意味があって、ここで建設計画は中止ということで、あとはお任せしたいというようなニュアンスな訳ですね。ですから、問題なのはむしろ、我々が議論すべき点は跡地利用なんですね、あえて言うならば、跡地利用をどういう方向で我々は考えるのかと、それができれば一つに絞りたいけども、一つに絞ったならば、またこれはいろいろ厳しい部分があったりするんですね、いろいろな問題として。複数の選択案ぐらいは出して、そのところは部会長案として提案するというのが、私たちはいいのかなと思ってはいたんですね。はい、五味さん。

五味委員

ただし、私が発言してきたのはね、長谷工さんが開発するのなら、長谷工さん独自で調整池は当然、開発するんですから、やって頂きたいと。私が前、発言したのは長谷工さんののが開発する地域と、河川となっている地域とは別ですから、しっかり区別して頂いて、分離して頂いて処理をして下さいという発言を私はしました。この文章でそこまでいう必要があるか、あるいは我々がそう確認するかどうか、当然、開発するなら調整池は作るでしょうね、今後はね。あるいは、それなりの県の認可の問題がでるでしょうから、ということで私は申し上げたんです。県の一任でいいんじゃないかという考えを。そういう意味です。

植木部会長

林地開発の場合は、どうしてもそういう施設を作るのであれば、調整池は作らなきゃならないですからね、それはそれで長谷工さんの問題ということです。清水さんどうぞ。

清水委員

僕があえて言ったのは、部会長案を結構ですと了承したので、ここに書いてあるとおりでいいんですが、何か今の論議だと、長谷工問題も跡地問題も何か削られそうな雰囲気だったから、そりゃ違うといったままで、何でここで持ち出すのか私には非常に不思議で、全く別の問題なんだからこんなところで出してくるほうがおかしい話で、話がややこしくなるだけなんです。だから、僕はこの部会長案で書いたとおりでいいんだけど、しかし、経過としては、長谷工が出した要求というのは県に出したけど、県はこの部会に振ってきたんですよ。この部会で議論してるから、この部会の結論待ちということで、この部会に振られたんだから僕は当然、この部会では早期にダム中止という方向を明確に出して、そうすると必然的に長谷工はダムがなくなれば宙ぶらりになるから、今までのような具合にはいかないから、その時点で県が判断する。金を返すとか返さないとか、ただそれだけの話なんです。それでいいと思ったんですが、今の話を聞いているとなんかこの部会長案の中もおかしくなりそうだったので、あえてそういう経過だったんですよといったんです。

植木部会長

はい、小松さん。

小松委員

長谷工の問題が、県のほうから部会に投げかけられたんじゃないくて、部会のほうから県に対してどうなっているんだと質問するなかでもって出てきた内容だと私は理解しています。

植木部会長

大西さん、どうぞ、発言して下さい。

大西委員

私は、部会長の基本案でいいと思いますが、解釈についてあるなら、若干、議論して一致させればいいと思います。蓼科ダム計画については、本文の - 4 で、蓼科ダム建設計画は中止し、跡地利用を再検討するというので、基本的な態度が表明されているわけです。だから、これで全部尽していると言えば尽していて、それから尚、これに伴う具体的な提示として [- 4] の中で ダム建設予定地の地目変更を行い、と書いてあり、私の案は地目変更まで明らかにせずに、現在は県有地ですから、地目は何であれ、県有地として保全すると、私の案は留めておいたのですが、なおそれを踏み込んで今の部会長案では、建設予定地の地目変更を行い、今後、地域益、市民益で検討するというので、これも言わば、かなり踏み込んで全部入っていて、具体化については、今後、茅野市とか地域住民で検討するということが課題になっています。

それから、で、ダム建設中止に伴う長谷工コーポレーションとの関係については、県に一任すると。経過から言えば、長谷工から県知事に、一つとしては約束どおり県営ダムを作って、その中に長谷工の調整池は作ってほしいと、二つは、それがだめな場合については、負担金の 8 億何がしかを返して貰ったうえで、長谷工独自に調整池を作るということでした。今までの議論やこの部会長案では、県に一任するという中身がこの返還問題については、県と長谷工との経緯や、先ほどの藤澤委員の発言のこともありますので、私共の部会がそこまで、私も清水さんも負担金は返還すべきだという案を出していますが、それを、どうしても部会で全員一致して、負担金返還ということで、まとめるかどうかまで踏み込まなくても、そういうことを含めて、県に一任すると我々が解釈すれば、長谷工の要望を受け入れているし、長谷工から知事への要望は、同時に、同じ趣旨で検討委員会の委員長に出されていると、私は理解しているのですが、そういう拘束の中で、冒頭、宮路委員長から紹介があり、浜部会長もその関連で話があり、我々もそれを受けとめて、今日までできました。このような経過の流れも、一任の中に理解して頂ければいいのではないかと、解釈の一致で。

それから、の跡地利用については、検討過程を公開し、広く住民の意見を聞くものとする、ということで、更に、付け加えて述べていますから、この基本枠組み案の解釈について、この部会で意見の不一致があ

れば別ですが、そういうことがなければ、これでいいと思います。

植木部会長

宜しいですね。部会としては、この案でいいということなんです。これは決まった話ですから。その中身については、意見がずれているような感じはするけれども、決して私はそういうふうには思っていない。中止ということで部会の一つの方向性は出しているということですよ。そのあとの問題については、今後の課題として、我々がなかなか踏み切れない部分がありますから、それはそれで県にお任せしたいということで。それで宜しいですね。何か、幹事会のほうから・・・

河川課 江守主任

今の大西委員さんの発言の訂正をさせて頂きたいんですけど。確かに県がダム事業として用地を買収したんですけど、ここ自体は河川区域になっていますので、登記上は国有地、旧建設省用地になっていますので、それをちょっと誤解のないようにお願いします。

植木部会長

そうしますと、私自身、疑問が出てくるんですけど。国有地であるということは、我々はそれに対して地目変更をせよと言えない訳ですよ。どうなんですか、幹事会。

河川課 江守主任

それが先ほど言った話で、国との協議ですとかそういう話になると思いますので、今の時点ではなんとも言えません。

植木部会長

はい、五味さん。

五味委員

幹事会のおっしゃるとおりです。県に管理を委託されている一級河川ですからね、だから是非、住民の意向を尊重して頂いて、それからこの部会も審議の経過がありますね。いろいろいうけれど、私がいうと正確にならないかな。住民参加の部会が審議したという意味合いがありますからね。だから、県と地元を充分、重視して頂いて処置をして頂きたい、運営をして頂きたいというか、そういうことだと思うんですよ。ただ国有地、国有地というのとちょっと違うということを申し上げておきたいと思います。

言っている意味が分かりますか。

植木部会長

はい、充分に分かります。多分、県もですね、これまでの議論を踏まえて、私は対応して行くものというふうに信じております。

そうしますと、この話については、長谷工問題についてはこの辺でよろしいんじゃないかと、むしろ時間を費やすならば、この跡地を将来どういうふうに計画するのかということだと思うんです。以前には清水さんから意見を出されています。この議論をできれば少し深めたいなと思いますけれども。これだと決め付けるところまでは私は考えておりません。いくつかの案を出したいないうふうには思いますけど。

しかし、これは次回でもいいのかな。1週間ぐらい考えて貰って、こういう案もあるんじゃないかということでもいいと思いますけど。はい、柳平さん。

柳平委員

国有地ということは、茅野市の議会議長が建設省へ行った時に、聞いてきて、私たちには話されて、簡単には跡地は国の許可がおりない限りはだめだと、そういう話は聞きました。それは全国の中でも非常に珍しいことだから簡単にここでは地元に戻還しますよという訳にはいかないと話だということを聞いています。やはり、そういうことが必ず長野県のものになる、そういう前提で跡地を検討していくのか、その許可がお

りた時点で検討するのがいいのか、なんとなくここへ時間を費やすのはもったいないかと、私は思います。

植木部会長

先ほど、幹事会からの発言の中で、今後の協議次第だということがあったものですから、私としては部会の考え方としてまとめて、是非、頑張ってもらいたいというようなことを想定した訳です。ですから、国がだめだということは従来の流れの中ではそうかもしれません。但し、我々が今、部会でやろうとしているのは、田んぼ問題もそうですし、総合対策としているんな問題もそうなんですが、今までなかなか出来なかったものをやろうとしている訳ですね。そういう意味では部会としての意見で出来るだけ協議してほしいと言うことなんです、言ってしまうと、そういうような意味合いを持っている部会だと思っています。そこには多少のハードルがありまして、乗り越えられないものもあるんだということなんです。ですから、私はこの跡地問題も我々はこういうふうを考えるんだということを提示して、それについて県側は国と積極的に協議してもらいたいというふうに思っておりまして、そういう意味で私としては、複数案出していいんじゃないかというふうに申し上げた次第です。はい、清水さん。

清水委員

国有地であろうと、私有地であろうと我々が今、議論している上川流域の土地というのは、ほとんど県の土地なんか何にもなくて、全部お他人様のものを対象にして討議してる訳ですよ。特に水田の貯水なんていうのは何千人かのお他人様の土地の話を通りもなくてここで勝手にやっている話なんで、国になったらこれはちょっと勝手には言えないというのは理に合わない話なんで、国であろうと、私有地であろうと我々は流域の問題を今話しているんで、これはもう差別をやって当然だと思うし、特にダム跡地という風な一つの経過とか、一つは非常に広大なまとまった土地があそこに不良資産として存在する訳で、現状でも非常に地元では困っているんですよ。ある意味では荒れほうだい。隣接する道路は車が通れない。畑みたいところで買ったところは雑草が生えて、種がどんどん飛んでくる。いろんな問題があって、現状でもあれを当面どうにかして貰いたいというような話もありますし、迂回するともう始まっている不法投棄のメッカになりそうだという話もありますし、そういうものも含めてやっぱり跡地問題というのはこの部会でも当然、論議されてしかるべき重要問題だと思う訳です。それになんと言っても 40 ヘクタールという非常に自然豊かな広大な公有地があるということは、将来この諏訪地域全体の問題としても、どう利用されるのかというのがたいへん重要な問題だし、特に流域としてあそこに変なものを作られるということになれば、当然治水とか環境というものにも影響が出てくるんで、当然やっぱり、非常に面白い話としてそれは我々のいわゆる市民益に叶うものに将来なっていってもらわなきゃ困るという、そういう観点で、当然ある程度、検討はされてもいいと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。そういうことで、柳平さんからもちょっと待てよという意見は出たんですが、私としてはそういうようなことで進めていきたいと思っていますので、どうか宜しくお願い致します。それについては、次回にいい案があったら出してほしいと思っています。

長谷工問題、跡地問題は、これで終わらせてもらっていいでしょうか。

それから、午前中ちょっと議論になったのは、優先順位の問題があるのかなという気がしています。どれから始めて行くべきかというのがあるんですが、先ほど言った県の財政から見れば、河川改修というものは多分、遅々と進まないだろうと五十嵐さんがそこでビビビッと入ってくれた訳ですよ。それが現実のようです。もちろん、そうはいつでも部会を開いて、県への答申となる訳ですから、県としては河川改修というものはそれはそれなりに重点をおいてやってもらうということは、私は一つの主張してもいい点であろうと思っています。

そのところはそういう形でしかお願いできないであろうと思いますけれども、他の部分での優先順位はいろいろありますね。その辺でちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。どういったものを先に、例えば、流域対策として進めていくべきかという点でございますが、はい、高田さん。

高田委員

やっぱり、一番急を要するのは、神橋から下流部で、現況流下能力から言ったら、あまりにも貧弱すぎると思うんです。資料 1 - 3 から、例えば の高水敷上面掘削ぐらいのところは始めてもらって、手戻りにならない方法で全体的な疎通能力を上げるということは一番緊急だと思うんです。そうしますと、掘削量としてそれほどたいした事はない。先ほど、話がありまして、一番深いところで 1.5 m とかということで、それでいったら新橋あたりまで 6 km 区間あたりの掘削量、高水敷の掘削はたいへん単純な作業ですから、それぐらいでしたらそれほどお金のかかるものじゃないんで、まず、そこからやって頂かないと下流のほうは安心できないと、そういうことだと思います。

植木部会長

公聴会においては基本的に文書よりも図とか表ですね、そういったものでやることになると思います。

ちょっと幹事会にお聞きしますが、例えば河川改修のイメージですね、これを今日までの議論を踏まえて図にすることはどうでしょうか、可能ですか。やってもらいたいんですけど。はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

測量して云々の問題じゃなくて、漫画的、ポンチ絵的ですね、前にもお示したようなあんな形で示すことは充分可能だと思います。

植木部会長

はい、分かりました。基本的には 50 分の 1 という治水安全度のもとで、それが書けるかという点ではどこまで可能なんでしょうか。それを是非目指してほしいと思っているんですけどね。はい、高田さん。

高田委員

ポンチ絵というのは、全体を見るうえで非常に大事なものだと思うんですが、地元の人でポンチ絵を見て、あの橋のところはどうなるのという話はあると思うんですよね。第 5 回の資料 1 - 9 というのがあります。これは神橋から上の方は、計画断面が図にあるんですが、神橋から下流はありません。主だった断面でポンチ絵を具体的な絵にしたらこんなことになるというのを 2 ~ 3 ほしいと思います。

植木部会長

如何ですか、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

今、A 区間とか B 区間とかを設定してあると思うんですが、その代表断面を 1 断面ずつ取り出しまして、その断面で計画を書くのはどうかという風に考えているんですが。

それから、今、50 分の 1 という話があったんですが、厳密な話をすると 1130 トンは取れてないという今の半分の高水敷だという問題が・・・

植木部会長

多分、取れないところも私もあるだろうというふうに思っています。基本的には、流域対策と兼ねていきますので、これまでの議論に沿って出来るだけそういった絵は書いてほしいんですけども、無理な部分は無理として致し方ないだろうと私は思っています。はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

すいません。A 区間はそうすると、今の形で 20 m の拡幅以上のものを考えるということになっていくことですね。今日、出ささしてもらいました資料 1 - 3 というのは、B, C, D については一様、高水敷の上面を掘削するということで出ささして頂いて、A 区間については、低水路敷の幅を 20 m 拡幅するという案になっている訳ですね。そうすると、例えば A 区間をもう少し掘削するような案で 1130 トンを満足するようなものの絵を、高水敷をもう少し取ったような印象で書いておくような形になるかと思うんですが。

植木部会長

はい、高田さん。

高田委員

その資料 1 - 3 で充分だと思います。要するにこれで の場合、1000 トン以上ある訳です。現在があまりにも低すぎるから、とにかく 1000 トン以上ということで断面を書いたらこれぐらいになると。基本高水をどこでとるかという話は今のところまだ、完全に煮詰まっていないけれど、当面の目標にしていたものより少し低いというぐらい。しかし、1000 トンあって現況からいったら倍以上の断面があるという出発点として、そこまでは私は必要と思います。

植木部会長

私もおよそ 50 分の 1 程度というふうに基本案に書かせて貰った。このおよそというのは、そういう意味を含んでいるんですね。がちり、50 分の 1 というんじゃないよと、およそ 50 分の 1 ぐらいにすればいいんですよという考え方ですね。はい、幹事会どうぞ。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

あその図で書いている 50 分の 1 のところに河川改修の線が多少さがっていてもいいというイメージで宜しいですか。ちょっと厳密にいつて申し訳ないんですが。

植木部会長

私はそういう判断ですけど、皆さんどうですか。大西委員、どうぞ。

大西委員

今日の資料 1 - 3 については、平均的に、高水敷の容積は、2 分の 1 カット程度でやったということですね、ところが A 区間については、更に、低水路を拡幅しなければならないと。

それから B 区間は、右岸の引堤を付け加えるということですね。私も、県の断面でやってみたら、一番重視するのは、堤防の側の堤脚部の保護をするということで、先ほどの県の見解では、高さはカットしても、幅が基本的には残るから、安全だと思う、ということでしたけれども、堤脚部の幅とか高さをポイントにして、それから残った高水敷を高さを中心にカットしていく。マレットゴルフ場のところを除けば、その下流側、或いは、広瀬橋直下から上流は、高さをカットしようと、低水路を広げても、自然保護上は、さほど問題ないのです。或いは、市民利用でも特に問題ないのです。私のつたない絵だと、2 分の 1 どころか 3 分の 2 位、高水敷のカットは可能です、高水敷の容量としては、マレットゴルフ場の利用の面は、高さを、幹事会が示したような案で、常時満水位のプラス 30 cm 残せば、低水路の拡幅については、マレットゴルフ場の利用面との調整で、不可能かもしれませんが、マレットゴルフ場を残せば、高水敷のカットをもっと詰めて貰えれば、今の より、更に効果が出て、50 分の 1 に、全体的にのるか、超えると思うのです。だから、幹事会で、具体的に A 区間、B 区間、C 区間ということで、2 分の 1 を基本にしながら、自然保護と市民利用で、更に、もっとカットできるところを考慮すれば、今この 50 分の 1 よりへこんでいるところの、流下能力不足は更に上に出ます。全体として 50 分の 1、 $1,130 \text{ m}^3 / \text{s}$ は可能と、1 - 3 の資料から判断していますので、そんなに心配することはないのではないか、計画も、あえて直す必要はないのではないか。50 分の 1 で、幹事会が専門的にもう少し計算をして貰えれば、いけると思います。そんなに悲観的に考えずに、イメージ作りをして頂きたいと思います。

植木部会長

もう少し、詰めて頂ければもしかしたら、ご自分の位置に限りなく近づくんじゃないかと、場合によってはそれを超えるという話なんですけど。はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

今、大西委員が言われたことを考慮すればですね、概ねいけるんじゃないかと思しますので、そんな形で

の絵は出せると思います。ちょっと、やってみなければ分かりませんが。

植木部会長

お願いします。それが具体的に出れば、皆さんもだいぶイメージも膨らみまして、これがもし可能でしたら幹事会にお願いしたいのですが、今回は無理ですか、次回の 14 日。いずれこれは 30 日の公聴会では出さなければいけないのですが。

お願いします。ありがとうございます。できなければ、仕方ないです。はい、幹事会どうぞ。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

公聴会までにですね財政の話があると思うんですが、それがとりあえず 50 分の 1 ということで、財政をはじめないといけないですね、それが・・・

植木部会長

とりあえず、こちらの絵を優先して頂けませんか。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

またあとで、部会長さんにご相談します、財政の話は。

植木部会長

ということで、河川改修でいうならば、神橋より下のほうをまずは優先的にやってほしいということですね。50 分の 1 になるような、しかも地域住民もこれまで利用していた経緯も考えて、或いは自然豊かなということですか、そういったことも考えざるを得ないのかなと思っています。まあなかなか改修工事になりますと、どこまでその辺が通るかわかりませんが、とりあえず絵は書いて貰ってまた、議論することになるでしょう。

その次は多分それよりもその上の区間というふうになってくると思いますが、これは予算のつき方もいろいろあると思いますが、私はもう一つお聞きしたいのは、全体流域を考えた場合に森林整備については、これから林務部が計画されたなかで進んでいくと思うんですが、水田の貯留というものをできるだけ早いうちに私は検討していったほうがいいんじゃないかと思っています。これはかなり莫大な貯留量になる訳ですね。かなりこの水田貯留という問題は費用というよりもシステム作りなんです。その辺が結構やっかいだし、それから地権者に対する理解も深めなければならぬし、そういうことがあるので、流域全体を見た場合には水田貯留という問題をまず最初に取り組んでいくのが妥当なのかなと思っていますが、如何でしょうか。

はい、五味さん。

五味委員

水田貯留については、ちょっと一言付け加えたいのは、整備田ということになりましたね。整備田というのは一番この諏訪の平で最初にされているのは下からなんです。つまり、諏訪市地域が早かったんですね。これはもう時期がたっているもんですから、いわゆる農地でなくて宅地になっていたり、あるいは、宅地転換が可能になっているんですね。この部分も配慮して頂くこと。もちろん、数字の約 300 万立方メートルの、数値は約ですからいいんですから配慮としてやって頂ければと思いますので、についてはそれと併せて雨水の取組みはすぐ行政上もやるし、長野にはモデルがあるそうですから、これも一緒に説得するというか、住民に働きかけるといって、行政で立ち上げて頂くということ。

こういうことが必要ですし、私、さっきの五十嵐先生の氾濫原と一緒にやって頂いたらどうかと、つまり農地が荒れていたり、或いは農地にはなっていない時に新しい定義をして頂いたらどうかと。もちろん補償の問題もあるし、農地のついてはふわっとした表現で書いてあるんですが、対策をやって頂いたら。例えば、取巻のどこ申し上げますが、あそこは水田があるんですがね、水田は実は河川敷をいつのまにか使用者の方がだんだん広げて田んぼにお作りになっている。これご本人が言ったから私が行ってどんな田のつくり方をしていますかという話を、あういうのなんかは、氾濫原にできるようなことを想定しておけば、そのまま田んぼを作って頂いていいし、今のような慣習でも、登記上は河川敷でもそのまま作って

頂いていい、その上それが氾濫原になる可能性もあると、了承されればですね。こういう風にやっていきますと宮川周辺は案外あるんです。堆積地域があるもんですからね。ところが、上の部分はちょっと分かりにくいんですが、例えば柳川周辺というのは狭い谷だから、なかなか私さっと浮かばないんだけどね。例えば米沢の地域の周辺、つまり上川の本流周辺にあるのかどうなのか、そういう取組みも先ほどの整備田というのではなく、農地ならね、そういう氾濫原契約ができないもんかどうか。そういう検討を行政の側から始めるような取組みをして頂いたらどうかと思います。

まあ、3つくらいはいっしょにやったほうがいいんじゃないかと思います。

植木部会長

他に如何ですか。はい、清水さん。

清水委員

水田に関する貯留の問題で、一番大事なものは3つあると思うんですよ。1つにはいつ貯めて下さいと言うかという予測の体制。この体制ができて、そして今度は各農家に組織化をお願いしていく訳ですけど、やはり、ただ貯めるといっても絶対、うんと言いつこないんで、やはり、治水機能の1つとしてこの財政支援をするというこの財政支援の約束をする。その上で、組織的な水田貯水組合とか貯留組合というような名前かどうかは知りませんが、そういう組織化をして組織的に貯留を実行していくという、この3つを柱にしてやっていくという風になると思うんですが、この中でも特に農家の人の理解を得る上で大事なものは財政支援だと思うんですよ。これは所謂、治水施設として位置づけていくんで、当然、田んぼが単なる個人の農地、生産上だけでなく治水施設の一部であると位置づけをしていくので、中心的には土手の保持ということになるんで、やはり、きちんと草刈がされるような財政支援がなければ非常にむずかしい。

今の田んぼの現状だと、ほ場整備にしてもなかなか自分とこの労力で維持できなくて、放棄してしまったり、荒廃田になったりして、草刈もできないようなところがどんどんどんどんこれからも増えていくと思うんですが、そういうところもこういう組織化したなかで財政支援が行われて草刈も充分にやれるという体制でなければうまく機能しないんじゃないかと思います。

これが1つと、それから、今後もう少し詰めて、水田貯留の機能について詰めていくうえで、1つはここにも出ていますけれども、現状の計算で300万トン貯留するということが、調節機能としてどれくらいになるのかという、この前、定量化というような話がありましたけど、これが早く出ないものかどうかという、かなり難しいというお話がでしたけど。これが1つと。

それから、まだ宮川の流域に入るかどうかの未確定な水田が、富士見町ですか、かなりの量があるので先ほど言いましたけど、調査して頂いてどのくらい面積がプラスになるか、今、五味委員さんの言われたようにそれより下流のほうでまだ使える土地はないかという問題ももう少し詰めていって頂きたいと思います。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。水田貯留についての重要なポイントを指摘して頂きました。宮川流域としての諏訪市の水田の問題。それから、具体的には財政支援の問題をどうするかということですね。それから、実際の貯留量がどのような洪水調節機能を持っているのかということですね。そういったところが検討されていかなければならないだろうということですね。

幹事会にお聞きします。財政支援という問題。これは今までになかった、ここに書いてあります治水機能を維持するため財政的支援を検討すると私は書いてあります。この辺の見通しと言ったらいいのでしょうか、判断と言ったらいいのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。田んぼに新たな機能を付加するということは、それなりにやって下さいよでは、私は済まないだろうと思っているんです。ある程度、それなりに支援していかなければ、地元民の合意を得られることもむずかしいんじゃないかということも、私は考えてこういう一文を入れたんですけれども。如何ですか、幹事会。土地改ですか。土地改良の方でどうですか。分からなければ、分からないで結構なんです。

諏訪地方事務所 湯沢土地改良課長

私共は、逃げているので何でもなくて、私共が、治水部分というのは全く持ち合わせておりませんので、全く、お答えできません。お許し下さい。

植木部会長

確かに、治水の機能を今まで持っておりませんから、ですから、これを新たにやろうというのですね。そこにいるんなむずかしい問題がある訳ですね。現段階で難しい。しかし、検討してもらおうということは宜しいですね。はい、高田さん。

高田委員

水田の場合は、2つの課題がある。1つは、先ほどもどなたかおっしゃったように、どれだけ流出を抑制できるかという話です。例えば、こういう資料ですね、第8回の資料3-3で上川水系のほ場整備の赤く塗った、こういうひとつのまとまりのあるような場所でのモデル計算、シミュレーションみたいなそういう流出の状況がどれだけコントロールできるか、そういう流れの水文学的なシミュレーションと、もう1つはそのソフトですね。そのハードが2つありまして、今までこういうケースは、縦割りの行政のなかでのこういう違うところで違う課題の面倒を見切れるかどうかという制度的な問題。

もう1つは、そういうことに対して協力が得られるかという3つがあると思うんですよね。それを1個ずつ潰していけないと何となくいいなというのでは実現は不可能ですので、どうして進めていくかというのがまず課題だと思います。

植木部会長

この水田貯留という問題は、多分、他の地域でも事例はないんでしょうね、きっと。ですから、新たに検討するという事は、結構しんどいことです。しかし、その点はやっていかざるを得ないだろうと思います。多少、大変でもやるしかないだろうと思っています。ある程度、具体的な点まで私はやるべきかなと思っていますが、貯留体制の問題、それから予算の問題、財政の問題、それからどのような貯留のシミュレーションとかどういうふう抑えればどういうふう貯留機能を持てるのかという定量的な問題というものもクリアしなければならぬのかなと思っています。正確でないにしろ、シミュレーションはある程度こういうふうなところで予測されるという線ではいいと思っていますが、そういうところはやはりある程度、我々が少し検討しなければならぬ部分なんだろうというふうに思います。

3時になりますので、ちょっと休憩を取りたいと思います。休憩のあと、もうちょっとこの点に触れて、あと、今日の午後の話で少しまとまったところを簡単に整理して終わりたいなと思っていますので、ちょっと10分だけ休憩を取ります。

(休 憩 15:00~15:10)

植木部会長

それでは再開したいと思います。もう皆様の頭も大分回らなくなってきて、私も回らなくなっていますので、そろそろ終了したいと思っていますので、ご協力をお願いします。

これまでの話で、いくつか確認された点があると思います。一つは跡地利用の問題。これは次回、皆様のアイデアをいただきたいというふうに思っておりますので、一つよろしくをお願いします。

それから公聴会に向けて、できるだけ皆様に分かり易いようにという事で、図なりそういった視覚に訴えるような方法で分かり易く説明していきたい。どのような内容をどういふふう説明するかという点を、部会長の方にお任せしていただきたいという事です。

それから優先順位の問題で、河川については神橋より下流の方を優先的にやるべきだという事が確認されたと思います。

それから流域全体で見た場合、例えば五味さんが言われたように、いくつかの方法を並行的にやっても良いのではないかとこの事ですが、私も可能であればむしろその方が良いだろうと思います。どれが一番先という訳ではなくて、いろいろと担当する部署も違うと思いますし、場所も形式も違う訳ですから、平行してできるものは平行してやっていくという事で、進めていきたいと思っています。私は田んぼの問題が極めて

大きいと思っておりますので、田んぼの問題である水田貯留については、特に力を入れて優先的に持っていければと思っています。その田んぼの問題ですけど、いくつか検討しなければならない課題も出されました。これにつきましては、今日の段階では出されたという事で留めておきまして、これについては次回以降もう少し詰めていっていいのではないかと考えております。

それから今日私が出しましたいくつかの基本案がありますが、少し検討願いたいところがあります。それはそれぞれの大きな3に「現在考えられる対応策及び検討事項」というものがありますが、このところは可能な範囲で、幹事会の方をお願いしたい事があります。今ここで我々がどうのこうの議論するよりも、叩き台のようなものを幹事会の方で出してもらった方が、議論は進み易いだろうと思っています。

河川の問題についてはいろいろありますが、建設事務所の方で先程言ったポンチ絵の問題などの点について検討していただきたいと思っております。その中でも取水堰の問題があります。取水堰の移設見直しという問題に関してはどうでしょうか。もしかしたら土地改良にも関わってくるのかというふうに思っているのですが、どうですか。はい、幹事会お願いします。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

工事に関わる施設についての機能回復というのは、当然、工事起因者としてやっていかななくてはならないという事になっておりますので、その詳細は計画ができて実施に当たりまして各利水者と協議していく事項だと思います。

植木部会長

無理ならば致し方ないのですが、できれば財政的にどれ位掛かるのかという点で、河川改修はある程度出ますので、そのへんもお願いしたい。おおざっぱでも結構でございますのでお願いします。それから以下についても財政的な部分を含めて検討していただきたい。

ほ場整備済み水田貯留については、土地改良の問題かと思えますけれど。水田貯留については土地改良の方で考えてもらって、叩き台みたいなものを検討していただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。ただ新たに付加された治水機能を維持する財政的支援という問題に関しては、河川課とも共同で協議になるかと思えます。

それから森林整備については、林務部にお願い致したいと思えます。林務部で今後の計画を、例えば10年なら10年位の目処でも結構ですが、予算としてどれ位掛かるのかという点です。

それからU字溝水路の問題ですが、これは土地改良というふうに思えます。このへんについて財政的な問題、どの程度になるかわからないのならわからないで結構です。とりあえずちょっとそのへんを検討していただきたいと思えます。

それから利水の面でございますが、農業利水の問題です。これは土地改良の方でお願いしたい。

それから雨水タンクについては、市の方で検討していただきたいというふうに思えます。この雨水タンクについては、各地で事例がいくつかありますので、よろしければ市の方から、そのへんのご説明がいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

諏訪市 今井建設課長

市の方は具体的に雨水貯水をやっていませんので、すぐにはでないのですが。

植木部会長

あ、下水道課ですか。はい、すみません。お願いします。

下水道課 若林企画員

下水道課です。最近の県内の状況を多少報告させていただきます。各戸貯留で良く聞いていますのは各地でタンクを設けて、各戸貯留と呼んでいますけれども、その制度を持っていますのが長野市さん、それから東部町さん、それから小布施町さんと、あと他に二町村程検討中というのがありますけれど、これは差し控えさせていただきます。

その他にもう一点、公共下水道等で整備された区域で、不要となった浄化槽の転用を助成しておりますの

は、更埴市さん、上山田町さん、戸倉町さんとなっています。

ちなみに長野市さんの要綱を多少手に持っていますので、各戸貯留について概要というか簡単ですけど、金額的なものを若干説明させていただきます。

平成14年10月10日、長野市雨水貯留施設補助金交付要綱によって助成を開始したと、5年間の試行という事ようです。対象経費は2分の1、個人で設置する費用の2分の1を上限として助成していると、ちなみに100リットル以上500リットル未満は上限二万五千元。500リットル以上、上限5万円という状況のようです。

植木部会長

はい、ありがとうございます。各地でいろいろな事例があるという事で、そういったものを比較しながら、例えばこの流域において各戸貯留の財政的な支援をするかどうかという問題もあるかと思えます。ある程度の試算が出せればありがたいとは思いますが、ちょっと検討願えればと思えます。

およそ今言ったようなところで、少し財政面を含めた検討・叩き台の案、無理ならば無理で結構です。これはかなり無理な要求もしていますので、少しそのへん検討していただきたいと思えます。可能な限り早い時期にお願いしたいと思っています。

それともう一点、部会長提案という事で鶴見川の事例がありまして、こういった方向でも考えてもいいのかなという事で、少し説明させていただきますので資料をお配りしたいと思います。

只今お配りしているのは、出典が都市河川計画の手引きという本でございます。建設省河川局都市河川室の監修によるものです。発行年が平成5年に発行されたものですが、例えば今後新たな河川法とか平成12年度にも審議会からいろいろ答申が出ております。そういった中で例えば流域と河川との関わりを治水機能から捉えた場合に、例えばこういったA4版を見てもらいたいのですが、カラーではないので少し見にくいかもしれませんが、土地利用状況を考慮しながら流域を保水地域と湧水地域と低地地域等に区分して、それぞれの特性に合ったかたちで対応策を考えていこうじゃないかというような事が、鶴見川においておこなわれています。例えばこういうふうに流域をずっと一貫して下流から上流まである程度の特徴ある地域というのですか。そういうものを捉えながらこの上川も見えていくのも一つの手かなというふうに思っています。それで大きい方のA3版で具体的にどのような事があるかという事が参考程度ですが書いてあります。保水地域、遊水地域、低地地域という事の中にそれぞれいくつかの区分があるという事です。こういった方法というのは、単に行政だけに任せるのではなくて、そこに住んでいる地域住民がいろんなかたちで関わっていくというような事によって、日常的に治水対策を進めていくという事に向けたらどうなのかというふうに思っています。治水に役立つ施策の推進手法というのが、この右側の方に書いてあります。いろいろな手があるのかなというふうに思っています。我々が今まで議論した具体的な話もこの中に若干含まれていますし、新たにこういうのをヒントとして手はいろいろと考えられるのかなというふうに思っています。それから下の部分の図でございますが、鶴見川における治水から見た地区区分図です。これはかなり細かくいろんなかたちで分けておりますが、ここまではなかなかこの広い流域の中でできるとは思いませんが、できるだけ今後具体案を詰めていながら、こういった手法も取り入れて見たらどうかというふうに考えて資料として提示致しました。ご参考にしておいて下さい。

今日のところはだいたいこの位にしてというふうに考えております。よろしいでしょうか何か今日の流れの中でどうしても一言いいたいという事がございましたら、はい、柳平さん。

柳平委員

水田の貯水場の件ですけど、ここの農家の欠点といえば欠点だけれども、総論賛成各論反対というのが、露骨に出てくる場所ではないかというふうに、当初から思っています。

何故農家だけがこういう方向で、重荷を背負わせるのかという。そこに逃げ場をつくるのではないのですが、できる事なら山といったらおかしければ以前は耕作していた畑とか田んぼとかの荒れたようなところへ、簡単な遊水地なり貯水池なりというようなものをつくる事で、ここにも貯水をするものをつくって水田の貯水も認めさせていくとか、また全般でもこういうふうに考えているという事を示す方法を考えてもらったらありがたいと思うのです。

部落へ入ってから説得する時に、最初に言ったような総論賛成で各論反対という農家の一番醜い場面が露

骨に出てくるという事が予想されますので、つくくわえてお願いしたいと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。なかなか水田の管理も大変な上に、更にこういった事もお願いするという事ですから、農家の方々はもしかしたらいやだという事もあるのかもしれませんが。ただ流域全体という事で山の問題も含めてそれから下流の住民の方も含めてやっていきたい。それから水田に関しては、ここにも書いておきましたように100分の1の確率で降るような、かなり大雨の時に動いていただきたいというような事でございます。常に動けという事はここでは申しておりません。相当の豪雨が予想された場合に、それも100分の1の確率でくるような豪雨を想定しております。

そういったようなところで、是非ご協力をいただきたいというふうに思っているところです。他の対策も含めてそういった農家の方にもご理解をいただきたいというふうに思っています。

他にいかがでしょうか。はい、小平さん。

小平委員

今の問題に関連して前回清水委員から出された河川の中での貯留は、その様な点も私はその時イメージがわからなかったので、帰りにどういう事をイメージしているのかという事で、そういう地形の現地を見せていただきましたけれど、見ると納得するのです。

それはいわゆるダムでもないし、大きな工事を必要とする訳でもないし、本当に自然を使いながらやれるそういうところもありますので、公聴会の後でも良いのですけれども、さっき両角委員も出されておりましたように現地を見るという事も入れておいていただきたいと思うのです。

植木部会長

現地検討会ですね。

小平委員

ええ。

そうするとかなり、今言った柳平委員の納得も、全流域の中でこまめにお金をかけずに既存のものを最大限に活用していくというやり方が、特徴の河川だというふうに思います。これだけ支流が大きいものを持っていますからその特徴を活かしていくという事でよろしくお願いします。

植木部会長

現地検討会で一度見た方がいいですかね。ここまで話が煮詰まってきましたので、更に現地を見る事によって深まってくるかというふうに思っています。他にどうでしょうか。よろしいですか。

そうしますと次回14日を予定しております。今考えている議題の内容は、公聴会に向けての案作りという事になります。更に先程各部局の方に検討をお願い致しました。できる範囲でもし可能でしたら出していただきたいと思っております。多分遅かれ早かれそのへんは詰めなければならない部分かと思っておりますので、是非幹事会の方は精力的に大変忙しいかと思っておりますがどうかよろしくお願い致します。

それからもう一点、スケジュールの点であります。30日に公聴会があります。そして12月6日に検討委員会があります。そこで検討委員会とのキャッチボールをしたいと午前中の頭の部分で私は申し上げました。公聴会が終わった後から検討会までの間に1度部会を開きたいと思っております。検討会に投げかけたい問題等がある訳です。私はそのへんについて一度議論したい。それを検討会で話し合いたいと思っております。現在の予定としては12月の4日を考えております。公聴会後の部会。もうすぐでございますが、6日までの間を見るならば私の予定も見ましたら4日しか開いていないのですけれどもいかがですか。12月4日という事に部会開催という事でよろしいでしょうか。はい、そういう事でよろしくお願い致します。10時からという事で、場所はまた後ほど連絡致します。

午前中に高田委員から出されました質問に対して、幹事会の方から説明がありますのでよろしくお願い致します。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

午前中に高田委員さんの方から上川の下流域の流速につきましてどの位になるかという事でご質問がありましたので回答します。区間別に流量が 1,000 m³/s 位流れた場合での流速が計算してあります。

先ず一番下流の A 区間ですけれど、最大で約 3 m 毎秒です。区間の平均ですと 2.8 m 位です。

B 区間が最大で 3.3 m 毎秒。区間の平均でいきますと 2.9 m 毎秒になります。

C 区間は最大で 2.7 m 毎秒。平均でいきますと 2.4 m 毎秒になります。

D 区間が最大で 4.0 m 毎秒。平均ですと 3.2 m 毎秒といった程度の流速になります。

流量が大きくなりますと、若干流速が速くなるかもしれませんが、それほど大きくは変わらないと思われます。以上です。

植木部会長

高田さんよろしいですか。C 区間が低いのは何故でしょうか 2.7 m 毎秒という事ですが。C 区間は特に広いとか何か要件があるのですか。はい、大西さん。

大西委員

すみません。

今の流速、A、B、C、D 区間、それぞれの現況の河床勾配は。

それから、今の河床を、河口から 2.2 km のところまでは、河床掘削を、傾斜を取ってやるという事ですので、傾斜をつけた時の河床勾配ですね。これは A から 2.2 km ですから、B 区間の途中までが、今の案では、新たな勾配がつく訳ですね。

同時に参考に、神橋から上流でも良いのですが、段々河床勾配が高くなって、当然、これより流速が速くなる訳ですね。D 区間より上の、勾配はこの位で、流速はこの位、ということで、代表的なものを示してくれると、参考になるのです。

植木部会長

はい、それは次回でもよろしいですか。

大西委員

今無ければ、次回でもいいです。

植木部会長

よろしいでしょうか。はい、幹事会。

諏訪建設事務所 ダム課 相河主査

今は資料を持ち合わせていませんので次回に回答したいと思います。お願いします。

植木部会長

はい、二つとも次回という事でいいですね。

高田委員

最大と平均というのは、川の流れの方向で最大・平均ですね。これはあくまで平均流速ですね。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

いくつかの断面がありまして、それぞれの断面での値で比べた時の最大と平均という意味です。

高田委員

そうですね。縦断方向の平均ですよ。はいわかりました。

植木部会長

よろしいですか。はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

今の大西委員さんのご質問なのですが、第 5 回の上川部会資料 1 - 9 というのをちょっと開けていただいでよろしいですか。その資料にはじめに平面図がありまして、その後に縦断図がついてございます。これを参考にいただければ、どこの区間の縦断勾配か、個別のところがわかるとおもうのですが。

植木部会長

じゃあ大西さんのはこれでわかるという事ですか。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

数値といいますのは場所によって違いますのでこれを見ていただいて、現況河床高というのから高低差でそれを距離で割っていただければわかるという事です。

全体でよろしい訳ですか。

大西委員

只今の資料の 4 分の 2 のところの縦断図で、神橋から上は、それぞれ河床勾配が出ている訳ですね。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

両方出ていますよね。神橋より上も渋谷橋まで出ていますね。

大西委員

神橋より上は、それぞれ河床勾配が出ていますね。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

はい。

大西委員

それでは、この 140 分の 1、70 分の 1 で、どうでしょう。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

勾配が出ているのは計画ですね。上段の方に書いてあるのが計画で、下に書いてあるのが現況です。

大西委員

現況の勾配は。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

そこに河床高というのが書いてございますね。それを点間距離で割れば・・・。

大西委員

距離で割れば。ええ、それは・・・。数値で、割り算を、私もしても良いのですが、神橋から上流の代表的な現状の河床勾配は・・・。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

あの、場所を指定していただければすぐに出るのですけれども、これの方がどこの箇所を見ればわかるかというのが分かり易いのかなと思ったのですけれども。平均で例えばケツと始点と標高を引いていただいて、それはいくらでも私の方でやるのですけれども。

大西委員

それは幹事会の方で結構です。

神橋から鬼場橋位までの間の、下流と上流の代表的なものを二つ位。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

そうですか。より具体的にこれでやっていただいた方が分かり易いかなと思うのですが。

大西委員

下流については、現況の勾配が、2,000分の1位ですか。

植木部会長

大西さん、それは大西さんが最も必要と思う点を自分でちょっと計算なさったらどうでしょうか。その方が多分納得いくと思うのですけど。

大西委員

私がしても結構ですが、もし県で、計算して出してもらえれば、ありがたいという事ですので、次回でもいいです。

植木部会長

後ほど主要なところだけお聞きしてご相談下さい。

それではよろしいでしょうか。はい。今日も午前中から、今日はちょっと早めに終わったのですが、かなり中身の濃い、しかも一歩も二歩も前進したように思います。基本的な案が出されました。次回からは更に公聴会に向け詰めるところは詰めていくというような作業に入りたいと思います。それでは今日はこれで終わりたいと思います。どうもご苦労さまでした。